

第4章

施策の展開



第4章の見方

(1) 基本目標のページ

「基本目標」と、これを達成するための全体的な方向性を示し、その方向性ごとに、関連するSDGsのアイコンを表示しています。

基本目標 I 安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関する必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なおこと、医療・介護・権利擁護の取組等によって必要なサービスが適切に受けられることが必要です。

多様化した現代の福祉ニーズや、複雑化・複合化した相談内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組を進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標 I 安心と信頼のある まちを共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供
	2 相談支援体制の充実【重点】
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	4 権利擁護と見守り体制の充実
	5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止

【関連するSDGsのゴール】



(2) 施策の方向性のページ

施策の方向に関連した、イラスト、写真をタイトルの下に記載しています。

施策の方向 1 地域福祉に関する情報の提供

これまでの市の主な取組

高齢者や障がい者、子育て世帯が自分に選んだ福祉サービスを選択できるように、わかりやすい情報の提供を口直し、広報いちかわによる広報活動、市公式 Web サイト等を活用した福祉に関する情報の発信を行っています。

2023（令和 5）年度からは、日常生活の支援や社会参加に関する情報をスマートフォンやパソコンから検索することのできる「いちかわ支え合いネット」を「ボランティア・NPOWeb」と統合し、ボランティアや集いの場を開催する団体等とのマッチングも行えるようになり、子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」とサイト間の連携を行うこと、さらに便利に利用できるようになりました。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート（e-モニターアンケートによる回答）

Q. あなたは、必要な福祉に関する情報を得られていると思いますか。

そう思う	6.4%
どちらかといえばそう思う	38.6%
どちらかといえばそう思わない	29.1%
そう思わない	12.9%
わからない	13.0%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート（市民向け Web 回答）

Q. 地域活動により多くの人が参加できるようにするために必要なこと（回答の多い順、複数回答可）

- ①市が、参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する 44.3%
- ②地域の活動団体が、活動や団体についての具体的な情報も広く紹介する 39.9%

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	行政からの地域福祉に関する情報について、関心を持つようになる。
互助・共助 (地域の役割)	自治（町）会には、自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。 民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉に関する情報を求めている地域住民に対し、必要な情報を伝える。
公助 (行政の役割)	広報紙などの紙媒体、SNS などの電子媒体といった様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。 情報を受ける側の視点を踏まえ、わかりやすい情報提供を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
1	生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」 	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO 法人等が行ってきた取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。
2	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」 	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」により、行政情報のみならず、NPO やサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報を提供します。

これまでの市の主な取組

第 4 期計画の中間見直し以降（令和 3 から 5 年度）にかけて実施した市の取組の一部を記載しています。

市民等アンケート調査結果

施策の方向に応じて、令和 4 年度に実施した「地域福祉に関するアンケート」または「第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート」のいずれかで関連するアンケート結果を掲載しています。

施策の方向性

本市が今後 6 年間の計画期間中に実施する施策について、その方向性を記載しています。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	地域住民一人ひとりの代表的な役割を記載しています。
互助・共助 (地域の役割)	地域（近隣、民生委員・児童委員、自治（町）会、地域福祉活動団体（事業者、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO 法人、市川市社会福祉協議会等））の代表的な役割を記載しています。
公助 (行政の役割)	行政（市）の代表的な役割を記載しています。

地域福祉を推進する主な取組・事業

施策の方向性に沿った具体的な取組等について、特にイメージしやすい市の取組や事業を掲載します。

基本目標 I

安心と信頼のあるまちを共につくる

地域住民が安心して暮らしていくためには、福祉に関する必要な情報を容易に入手できること、困ったときには身近な場所で気軽に相談が可能なこと、医療・介護・権利擁護の取組等によって必要なサービスが適切に受けられることが必要です。

多様化した現代の福祉ニーズや、複雑化・複合化した相談内容を踏まえた支援を行うために、高齢者・障がい者・子ども等の各福祉分野が互いに連携し、質の高い福祉サービスを提供できる取組を進めます。

基本目標	施策の方向
<p>基本目標 I 安心と信頼のある まちを共につくる</p>	1 地域福祉に関する情報の提供
	2 相談支援体制の充実【重点】
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
	4 権利擁護と見守り体制の充実
	5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止

【関連する SDGs のゴール】



施策の方向 1 地域福祉に関する情報の提供



これまでの市の主な取組

高齢者や障がい者、子育て世帯が自分に適した福祉サービスを選択できるように、わかりやすい情報の提供を目指し、広報いちかわによる広報活動、市公式 Web サイト等を活用した福祉に関する情報の発信を行っています。

2023（令和 5）年度からは、日常生活の支援や社会参加に関する情報をスマートフォンやパソコンから検索することのできる「いちかわ支え合いネット」を「ボランティア・NPOWeb」と統合し、ボランティアや集いの場を開催する団体等とのマッチングも行えるようになり、子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」とサイト間の連携を行うことで、さらに便利に利用できるようになりました。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. あなたは、必要な福祉に関する情報を得られていると思いますか。

そう思う	6.4%
どちらかといえばそう思う	38.6%
どちらかといえばそう思わない	29.1%
そう思わない	12.9%
わからない	13.0%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向け Web 回答)

Q. 地域活動により多くの人が参加できるようにするために必要なこと

(回答の多い順、複数回答可)

- (1)市が、参加する方法についての具体的な情報を広く紹介する 44.3%
- (2)地域の活動団体が、活動や団体についての具体的な情報を広く紹介する 39.9%



施策の方向性

地域福祉の充実のためには、福祉に関する必要な情報が市民一人ひとりに行き届いている状態が理想です。現代社会には様々な情報があふれていますが、「地域の活動に参加したい」「市の窓口で相談したい」といった場合に必要な情報をすぐに入手できるよう、引き続き、地域福祉に関する情報について、本市では様々なツールを活用しながら提供します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政からの地域福祉に関する情報について、関心を持つようにする。 ▶ 自治（町）会に加入するよう努め、広報いちかわや自治（町）会の掲示板、回覧板などを通じて情報を入手するように努める。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治（町）会は、自治（町）会の掲示板や回覧板を活用して情報を提供する。 ▶ 民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉に関する情報を求めている地域住民に対し、必要な情報を伝える。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広報誌などの紙媒体、SNS などの電子媒体といった様々なツールを活用し、市民へ情報を提供する。 ▶ 情報を受ける側の視点を踏まえ、わかりやすい情報提供を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
1	生活支援・社会参加情報サイト 「いちかわ支え合いネット」 	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO 法人等が行ってきた取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。
2	子育て応援サイト 「いちかわっこ WEB」 	子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」により、行政情報のみならず、NPO やサークル等によって実施されている様々な子育て支援に関する民間情報を提供します。

施策の方向 2 相談支援体制の充実【重点】

地域共生社会の実現に向けて

福祉よりそい相談窓口

制度の狭間や複雑化・複合化した福祉のお困りごとを受け止めます

相談者の属性を問わない、相談支援を行います

①は、高齢者、障がい者、子育て世代、生活困窮者の方々に対する相談窓口が複数あります。

一方で、福祉のことでどこに相談すればいいかわからないお困りごともあります。そこで、「ヤングケアラー」「ひきこもり」などの制度の狭間や「ダブルケア」「8050問題」などの複雑化・複合化したお困りごとを受け止める相談窓口を開発しました。

本市の相談支援体制

制度の狭間
福祉よりそい相談窓口

高年齢の総合相談
高齢者
リポートセンター
(山内15カ所)

障がいの総合相談
基幹相談
支援センター
つくば
(山内2カ所)

複雑化・複合化
福祉よりそい相談窓口

子育て世代の身近な相談場所
子育てナビ(市入7カ所)
育子支援相談室(山内1カ所)
(西内1カ所)

生涯にお困りの方の総合相談
生活サポート
センター
そら

ヤングケアラー
大人がやるべき家事や家族のケアを子どもが日常的に行っている状態

ダブルケア
子育てと介護を両方に担っている状態

セルフネグレクト
自分が生活をしていくために必要な行動をしない・できない状態

ひきこもり
長い期間自宅などから出ず、日常生活や社会参加の場がない状態

8050問題
高齢になった親が大人になつたひきこもりのごの介護を担っている状態

各種相談窓口の問い合わせ先など詳しくは、上記2次案内コードで確認してください

福祉よりそい相談窓口にご相談ください

お困りの方、まずは市にご相談ください 相談者によりそい、改善に向けてサポートします

これまでの市の主な取組

2017（平成 29）年に改正された社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備が努力義務として規定されました。これを受けて 2018（平成 30）年度から、本市では高齢・障がい・生活困窮・子ども・保健といった分野における組織横断的な連携を強化するため「相談支援包括化推進会議（130 ページ参照）」を発足させ、2020（令和 2）年の社会福祉法の改正により創設された「重層的支援体制整備事業」の実施と併せて検討を重ねました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築にあたり、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を本市でも実施するため、社会福祉法に規定された新たな事業（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を 2023（令和 5）年 7 月から実施し、事業の開始に併せて地域住民の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題の相談窓口として、地域共生課内に「福祉よりそい相談窓口」を開設しました。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる 回答)

Q. あなたは、福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っていますか。

知っている	13.2%
一部知っている	56.2%
まったく知らない	30.6%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向け Web 回答)

Q. 地域共生社会に向け市が力を入れて取り組むべきこと

(1)窓口の開設時間等を改善させる	33.2%
(2)身近な地域での相談機能を充実	15.6%
(3)市役所に総合的な相談を受け付けられる窓口を設置	15.4%

施策の方向性

包括的な相談支援体制の整備を含む「重層的支援体制整備事業」を、本市では「市川市よりそい支援事業」として周知しています。包括的な相談支援では、介護、障がい、子育て、生活困窮分野の相談窓口、さらに新たに加わった「福祉よりそい相談窓口」において、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち単独の相談支援機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援機関等と連携を図りながら支援を行い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。

また、市内 14 地区（15 箇所）には、地域ケアシステムの運営母体である「地区社会福祉協議会」の事務所である「地域ケア拠点」があり、各地域から選出された相談員はお困りごとを抱えた方の話を聴き、必要に応じて行政などの専門職へつなぎます（41 ページ「本市の包括的な相談支援体制の図」参照）。

地域との情報共有や連携を図り、地域住民によりそった包括的な相談支援体制を構築します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 悩んでいることは、ひとりで悩まずに相談する。 ▶ 市や県にはたくさんの相談できる場所があることを知る。
互助・共助 （地域の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区社会福祉協議会は、地域の自治（町）会や民生委員・児童委員等と積極的に連携し、地域における身近な困りごとの相談やふれあいの場所である地域ケア拠点の充実を図る。 ▶ 地域福祉活動団体等は、高齢・障がい・子ども・生活困窮やこれらの課題が複雑化・複合化している地域住民を見かけた場合は、それぞれ相談できる場所を紹介する。
公助 （行政の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉よりそい相談窓口をはじめとして、市や県の相談窓口等について周知するとともに、地域福祉活動団体等との情報共有や連携を図る。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
3	福祉よりそい相談窓口の運営 （多機関協働事業）	「ひきこもり」「ヤングケアラー」「障がいグレーゾーン」などの制度の狭間や「8050 問題」「ダブルケア」などの世帯全体が抱える複雑化・複合化した地域生活課題の相談を受け付けるとともに、多機関と協働してその解決を試みます。
4	相談支援包括化推進会議の開催	相談を通じた対応困難な複雑化・複合化した課題のケース・制度の狭間のケースに対し、事例・対応方法を分析するとともに、制度や構造的な課題の解決に向けた検討を行います。
5	連携担当職員の配置	相談支援に係る庁内の連携担当職員及び多機関協働事業者との情報共有等を通じて連携体制の強化を図ります。
6	支援会議の開催	支援の対象となる本人から同意が得られていないケースについて、関係者間で情報共有を行う「支援会議」を開催し、地域における見守り体制や、庁内の連携を確認します。

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定められた事業で、市町村が、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、(1)相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、(2)参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、(3)地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のことをいいます。

市川市では、この事業について親しみとやさしい印象を持ってもらえるように、ひらがなを使用して「よりそい支援事業」として PR しており、PR 活動の一環として作成したリーフレットには、高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野における相談窓口の一覧（55 ページ参照）を掲載するとともに、福祉よりそい相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）について案内しています。

よりそい支援事業についての最新情報は、市公式 Web サイトでも確認できます。



市民の皆さまへ
令和5年7月より
市川市よりそい支援事業
(重層的支援体制整備事業)
スタート!

地域共生社会とは...
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越し、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで住長一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のことをいいます。

市川市よりそい (重層的)
社会福祉法の改正に伴い、令和5年7月より、介護、障がい、こども、生活困窮「8050」「ダブルケア」「ヤングケア」「ひきこもり」などの制度を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備する事業です。
※本市では重層的支援体制整備事業を「(1)本事業を(2)包括的相談支援事業(3)アウトリーチ等を通じて」実施します。

1 福祉よりそい相談窓口の新設
福祉よりそい相談窓口を新設しました。
制度の狭間や複雑化・複合化ケースの相談を受け付けます。
例えば・・・
高齢の親とひきこもりの子、障がいの世帯を支援するヤングケアラー、介護と育児に疲れている等。
どこに相談すれば良いかわからない・・・、相談したいことが複数分野ある・・・
そんな時は、福祉よりそい相談窓口へ。
福祉よりそい相談窓口 (市川市 福祉部 地域共生課 総合調整グループ)
TEL 0477-712-8366

2 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)の配置
誰もが住みやすい地域の実現に向けてCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置しました。
支援します
高齢でゴミ出しが大変になった、家族がひきこもりがちで心配・・・
地域の活動に参加したい、地域の情報を知りたい、サロン活動を始めたい。
CSWは、地域の多様な主体や個人が地域福祉活動の実現を行う「ソーシャルワーカー」で、地域福祉を推進する専門職です。
地域の皆さんの「こんな地域にならないういさ」の声によりそい、地域のみなさんと一緒に誰もが暮らしやすい、支え合いの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援をおこなってまいります。

そう だん まど ぐち いち らん
相談窓口一覧

高 齢

地域包括支援課（第1庁舎内）	047-712-8545
高齢者サポートセンター 国府台	047-373-6539
高齢者サポートセンター 国分	047-318-5565
高齢者サポートセンター 曾谷	047-371-6161
高齢者サポートセンター 大柏	047-338-6595
高齢者サポートセンター 宮久保・下良塚	047-373-0763
高齢者サポートセンター 市川第一	047-700-5139
高齢者サポートセンター 市川第二	047-320-3105
高齢者サポートセンター 真間	047-322-8811
高齢者サポートセンター 菅野・須和田	047-326-7737
高齢者サポートセンター 八幡	047-376-3200
高齢者サポートセンター 市川東部	047-334-0070
高齢者サポートセンター 信篤・二俣	047-327-3366
高齢者サポートセンター 行徳	047-312-6070
高齢者サポートセンター 南行徳第一	047-359-6660
高齢者サポートセンター 南行徳第二	047-712-8022

障 が い

障がい者支援課（第1庁舎内）	047-712-8517
基幹相談支援センター 大洲 [えくる 大洲ステーション]	047-702-5588
基幹相談支援センター 行徳 [えくる 行徳ステーション]	047-303-3074

こ ども

幼稚園・保育園などの入園等に関すること

子育てナビ八幡（第1庁舎内）	047-711-0135
子育てナビ行徳（行徳支所内）	047-359-1208

妊娠・出産・育児に関すること

母子保健相談窓口アイティ （第1庁舎内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （市川駅南口 ザタワーズイースト内）	047-377-4511
母子保健相談窓口アイティ （南行徳保健センター内）	047-359-8785
母子保健相談窓口アイティ （行徳支所内）	047-359-8785

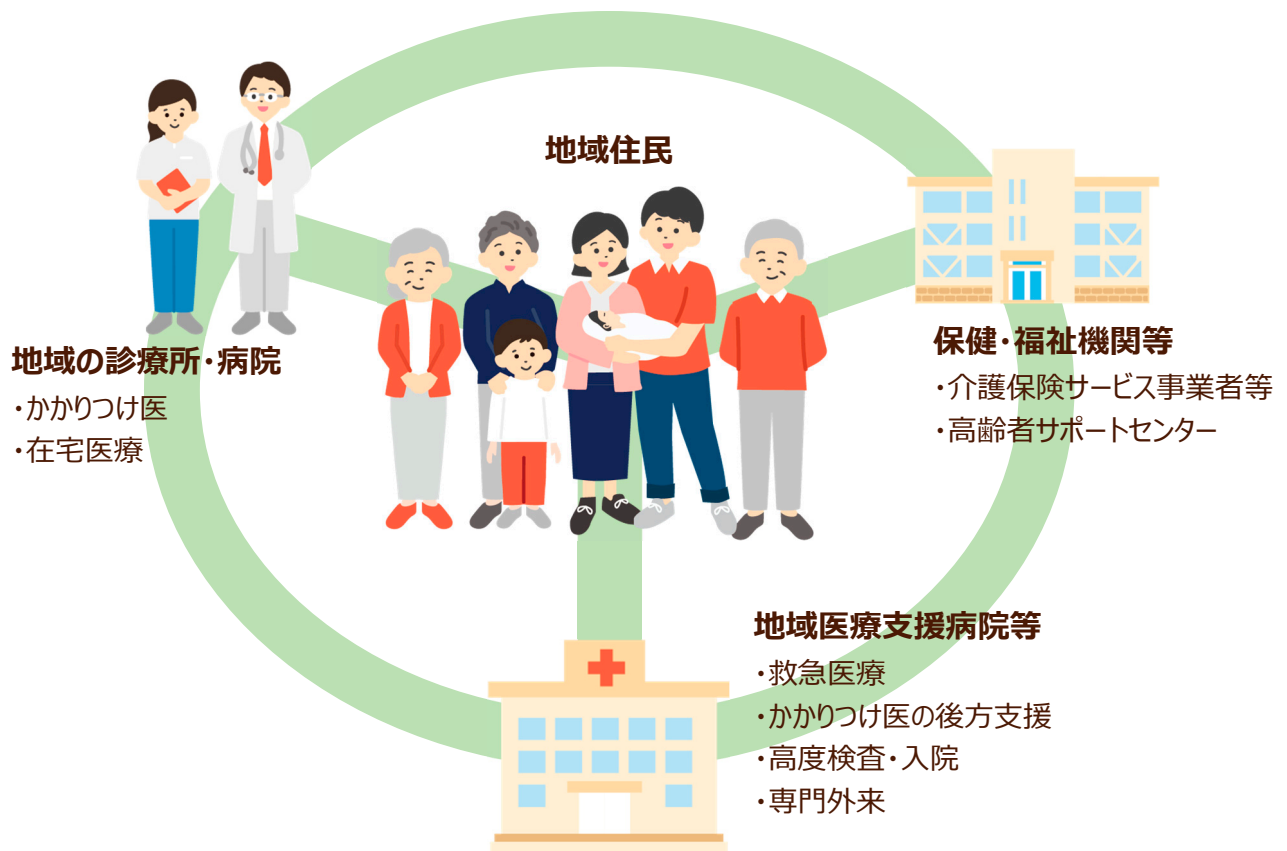
生 活 困 窮

市川市生活サポートセンターそら （分行舎C棟）	047-704-0010
----------------------------	--------------

制度の狭間や複雑化・複合化ケース

福祉よりせい相談窓口 （福祉部地域共生課総合調整グループ）	047-712-8386
----------------------------------	--------------

施策の方向 3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進



これまでの市の主な取組

市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく最期まで暮らすためには、地域全体で住民の健康を支える医療及び介護の体制が必要です。

本市では、高齢や疾病のため在宅医療を必要とする市民が、安心して療養できるよう市川市医師会地域医療支援センターにおいて、在宅医療に関する相談等の支援をしています。また、急病診療所の運営をはじめとした救急医療体制を整備し、休日・夜間等の診療に対応しています。

在宅医療と介護の連携を推進する取組としては、多職種を対象とした会議及び相互理解の深化を目的とした研修会の開催や、医療・介護関係者間の情報共有ツールの普及と活用の支援などを実施しています。

施策の方向性

地域の実情を把握・分析し、市民が地域で必要としている医療が受けられる医療提供体制や切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、医療機関及び介護事業所等の関係者と協働・連携の強化に取り組んでいきます。

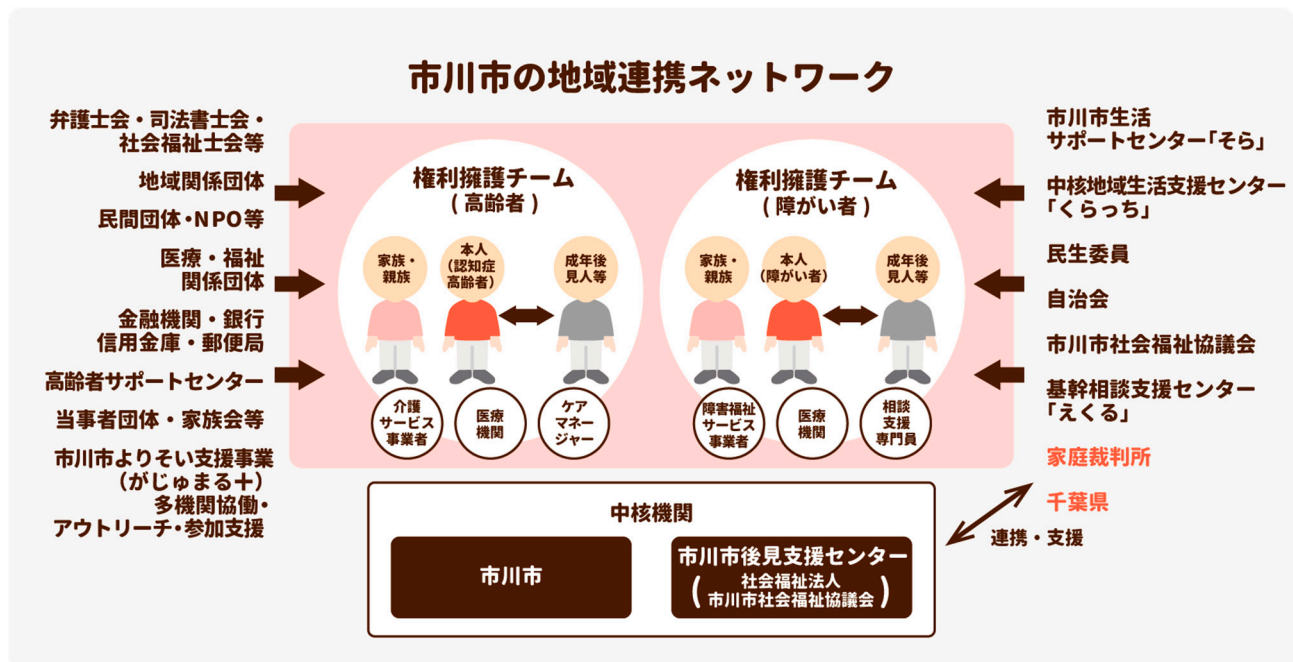
それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つ。 ▶ 在宅医療や介護保険制度の概要を知るとともに、自分の住む地域の診療所や病院、介護サービス事業所等を把握する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療機関は在宅医療を推進する。 ▶ かかりつけ医や市川市医師会地域医療支援センターは、在宅医療に関する相談を受ける。 ▶ 医療と介護の関係者は患者、利用者の視点に立って、相互理解に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在宅医療の普及啓発を図る。 ▶ 緊急時の医療体制の整備と周知を推進する。 ▶ 医療、介護連携者間で速やかに情報共有できるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
7	在宅医療支援事業	高齢や疾病のため、在宅医療を必要とする地域住民が安心して在宅での療養生活ができるよう、本市より委託を受けた市川市医師会が運営する地域医療支援センターにおいて、在宅医療相談や在宅医療機器の貸し出し、訪問診療を実施している医師の紹介等を行います。
8	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養生活を支えるために、状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有ツールの普及・活用を支援し、必要に応じて情報共有ツール等の改善・見直しを図ります。
9	医療・介護関係者の研修会の開催	地域の医療・介護関係者の相互の理解を深め、連携を実現するために、多職種での参加型の研修会を実施します。
10	地域住民への普及啓発	地域住民にかかりつけ医を持つことの重要性のほか、在宅療養を支える専門職の役割を紹介し、在宅医療や介護について理解を促進します。また、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて、理解できるようにするため、講演会の開催やパンフレット等の配布を行います。
11	急病診療所運営事業	急病診療所では、休日や夜間の急な病気の初期診療を行うため、内科、小児科、外科（土、日、祝日及び年末年始のみ）の診療を実施します。 休日急病等歯科診療所では、休日に急な歯の痛み等の応急処置を行うために、日、祝日、盆期および年末年始に診療を実施します。
12	2次救急医療運営事業	主治医や急病診療所では扱えない病気、入院・手術が必要な場合及び急病診療所の対応時間外における受け入れ体制の充実のため、救急医療体制（2次）を整備します。

施策の方向 4 権利擁護と見守り体制の充実



これまでの市の主な取組

成年後見制度は、物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法律的に支援する制度で、お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人等が財産の管理を行うとともに本人の意思を丁寧に聴きながら、生活や権利を守るものです。

2023(令和5)年度から中核機関としての役割を本市と市川市社会福祉協議会で担い、成年後見制度利用促進や、さらなる権利擁護支援に向けて地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

地域住民の見守りでは、市と各種事業者の間で「地域見守り活動に関する協定」を締結し、孤立死・孤独死等を未然に防ぐことを目指しています。また、高齢者見守り支援事業では、高齢者が急病などの緊急時に通報を行うことができる見守り通報装置の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行っています。

市民等アンケート調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. あなたは、成年後見制度を知っていますか。

知っている(ある程度内容まで知っている)	44.4%
名称を見たり聞いたりしたことはある	44.3%
知らない	11.3%

施策の方向性

市川市成年後見制度利用促進基本計画（120 ページ参照）にもとづき、成年後見制度が必要な高齢者、障がい者が、制度を安心して利用できるよう、「市川市後見支援センター」において相談支援、制度の周知や啓発活動を行います。

また、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携協力し、支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを、市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議において継続して協議していきます。

高齢者見守り支援事業では、引き続き「見守り通報装置」の利用について世帯の状況に応じた費用助成を行うほか、市川市地域見守り活動に関する協定は、協定事業者が増えるよう周知に努めます。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 成年後見制度について興味を持ち、研修に参加するなどにより、理解を深める。 ▶ 近隣の異変に気付いたら、民生委員・児童委員や行政に連絡する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民生委員・児童委員や自治（町）会、地区社会福祉協議会は、見守り活動を充実させる。 ▶ 地域での見守り活動において、支援が必要な人を発見した場合には、適切な相談機関につなげる。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域連携ネットワーク会議を開催し、関係機関等の連携強化、地域課題の検討等を行う。 ▶ 高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
13	成年後見制度の相談支援	判断能力が低下した高齢者や障がい者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、窓口や電話相談のほかに訪問による相談、申立てに関する支援などを実施します。
14	成年後見制度の普及啓発	広く地域住民に成年後見制度の周知を図るため、パンフレットの配布やホームページ、講演会、出前講座等を実施します。
15	報酬費用の助成	成年後見制度を利用している方で、低所得や資産等の事情により、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に報酬の一部を助成します。
16	市民後見人の養成及び活動支援	権利擁護を支援する体制の確保に向けて、市民後見人の養成とその活動の支援を行います。
17	高齢者見守り支援事業	高齢者や障がい者のいる世帯への「見守り通報機器」の利用にあたり、世帯の状況に応じた費用助成を行い、利用を支援します。

番号	取組（事業）名	事業（取組）概要
18	市川市地域見守り活動に関する協定	市内新聞販売所や宅配業者等と、地域の見守り活動に関する協定を締結しています。事業者が日常業務を行う中で高齢者の異変等を発見した場合は通報し、本市と連携を図りながら、安否等を見守り、適切な対応を行います。

地域連携ネットワーク

本人らしい生活を守るため、成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の必要な方を早期発見し、適切に必要な支援につなげる地域や福祉、行政などに司法も含めた地域連携の仕組みです。①権利擁護支援チーム、②市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議、③中核機関で構成されています。

①権利擁護支援チーム

本人に身近な親族、保健・医療・福祉・地域の関係者及び成年後見人等が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、意思を尊重した身上・財産の保護を行う体制です。

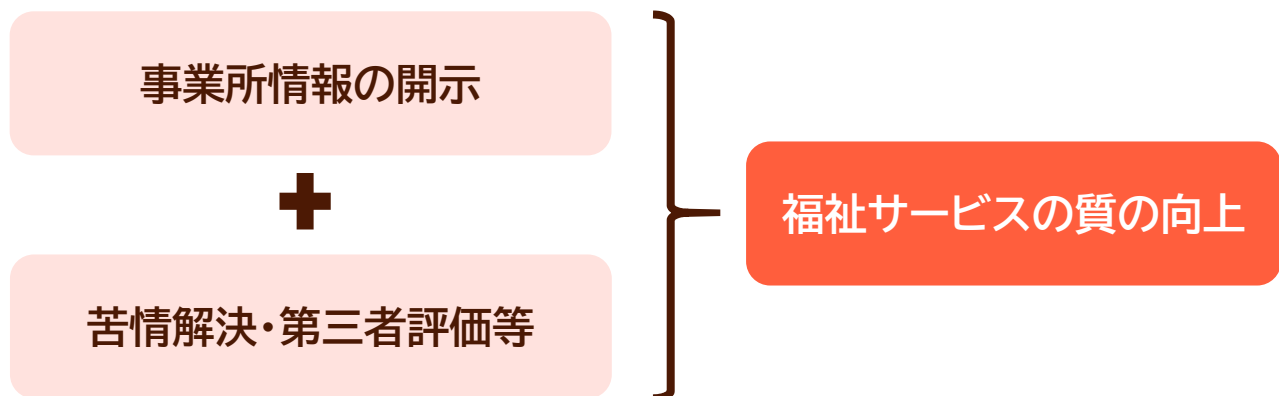
②市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議

「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉などの専門職団体や関係機関が必要な支援を行い、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。ケース会議の開催や多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを協議しています。

③中核機関

地域連携ネットワークの中心となって全体のコーディネートを行う機関です。本市では、「市川市」と「市川市後見支援センター(市川市社会福祉協議会へ委託)」が双方に連携し、中核機関としての役割を担うことで、円滑な運営を行っています。

施策の方向 5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止



これまでの市の主な取組

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択、利用するためには、事業所情報の開示や苦情解決、第三者評価等の取組を進め、サービスの質の向上を図る必要があります。

本市が所有する福祉施設（保育園、こども館、障害福祉サービス事業所等）での利用者の苦情を解決するため、各福祉施設に苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置くとともに、苦情の解決を中立かつ公正に行うため第三者委員を選任しています。

介護サービス事業者等に対する指導・監査では、集団指導、運営指導を定期的に行い、サービスの質を高めています。

また、保育園の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行っています。

市民等アンケート調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. 【回答者自身又はご家族がデイサービス・訪問介護などの福祉サービスを利用している方に伺います。】
福祉サービスの質に満足していますか。

満足している	5.1%
どちらかといえば満足している	25.9%
どちらかといえば不満である	13.0%
不満である	6.6%
わからない	49.4%

施策の方向性

介護サービス事業所については、制度内容等に関する説明を事業者に対して行う「集団指導」や、サービスの実施状況及び介護報酬請求等に関することについて、事業者及び従事者に周知を行う「運営指導」を引き続き実施し、介護サービスに関する苦情・通報等に対しては、適切な把握及び分析を行い、必要に応じて事業者に対して指導を行います。

保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、引き続き公立保育園の第三者評価機関による受審を進めます。

また、高齢者や障がい者、児童に対する虐待について、未然に防止するための研修の実施や関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化及び連携の強化を図ります。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学ぶ。 ▶ 意見や苦情をきちんと伝える。 ▶ 虐待等の疑いを発見した場合の相談窓口を知っておく。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者等は、利用者のサービスを選択するために必要な情報を開示する。 ▶ 事業者等は、利用者ニーズや満足度を把握するための調査や、県の第三者評価制度を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組む。 ▶ 民生委員・児童委員は、地域福祉活動団体等と連携し、地域の虐待防止や早期発見に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉サービスに関する市民からの相談を通して、事業者の育成・指導を行い、質の改善に努める。 ▶ 行政評価の実施により、目標の達成度や費用対効果を客観的に把握し、サービスの提供方法やサービス主体について、事業の改善を図る。 ▶ 高齢者・障がい者・児童等への虐待防止に係る研修を実施する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
19	福祉サービス苦情解決事業	本市が所管する福祉施設の提供するサービスについて、利用者等からの苦情に適切に対応するため、福祉サービス苦情解決事業運営委員会を設置する等して苦情を解決する仕組みを整えます。
20	高齢者虐待等を未然に防ぐ取組	高齢者虐待を発見した場合の通報先や相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待を未然に防止するための啓発として、市民、介護支援専門員、高齢者サポートセンター職員、介護サービス事業所及び施設の職員を対象とした「高齢者虐待防止研修会」を開催します。
21	障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の開催	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために、関係機関及び地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
22	保育園の第三者機関評価事業	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。評価結果は、市公式 Web サイト等で広く公開します。
23	保育所等における虐待等防止の取組	不適切保育（虐待等が疑われる事案）の相談窓口を設置し、保護者や保育士から相談があった場合は速やかに対応します。また、施設長を対象とした不適切保育防止研修を実施します。
24	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。

基本目標Ⅱ

参加と交流のあるまちを共につくる

地域共生社会の実現に向けて、どちらかが「支え手」、「受け手」とに分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できることが重要です。

本市では、市川市社会福祉協議会等の各関係団体と協力しながら、自治（町）会など地縁を中心とした組織・団体であったり、ボランティアや NPO といった市民活動に住民が参加しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

また、地震、台風等による自然災害発生時における被害を軽減するために、平時から顔の見える関係づくりなど、地域の防災力を高めておくことも重要であり、互助・共助の支援体制の整備も課題となっています。

地域活動には関心があるものの、活動への参加が難しいという人々を含め、一人でも多くの市民が地域社会とつながり、参加することのできる仕組みを整備します。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅱ 参加と交流のある まちを共につくる	6 福祉コミュニティの充実
	7 地域における防災体制充実の推進
	8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】

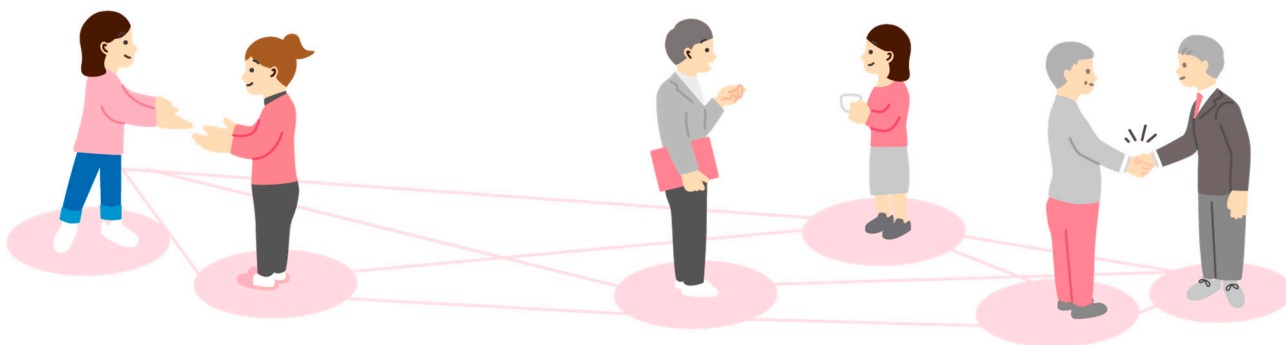
【関連する SDGs のゴール】



施策の方向 6 福祉コミュニティの充実

地域コミュニティ＝地域福祉について住民同士が考え、取り組む共同体

- 取組の例
- ・日頃から声をかける
 - ・多くの住民が参加してお互いを知り合う
 - ・困ったときはお互いさまの関係をつくる



これまでの市の主な取組

福祉コミュニティとは、日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加してお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができることといった、地域福祉について住民同士が考え、取り組んでいる共同体（コミュニティ）のことをいいます。

世代や分野を超えた地域課題を解決するため、地域住民が主体的に取り組む、地域ケア拠点でのサロン活動やちょっとした困り事を話し合うといった地域での支え合い活動を、本市は継続的に支援しています。

地域の連帯感や人間関係が希薄となり、自治（町）会加入率が減少傾向ではあるものの、地域活動に対する市民の関心を高めるために、本市では自治（町）会活動などへの支援等を通じてコミュニティの活性化を進めています。

市民等アンケート調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. あなたは、自治（町）会の活動などの地域福祉活動に参加していますか。

参加している	48.6%
参加していない	51.4%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
(福祉委員回答)

Q. 地域ケアシステムの仕組みについてどう思いますか。

(1)重要だと思う	52.6%
(2)どちらからといえば重要だと思う	29.6%
(3)聞いたことがあるが詳しく知らない	7.6%

施策の方向性

2023（令和5）年5月に、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同様の5類感染症へ位置づけが変更されたことにより、以前のような地域福祉活動が戻りつつあります。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながるようにコーディネートを行う人材を配置します。

市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施に併せて、これまでのコミュニティワーカーを「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」へと改め、地域住民への個別の支援から見えてきた課題を地域の課題として整理し、課題を地域で共有したり、解決に向けた支援を行うことで、さらなる福祉コミュニティの充実を目指します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サークルや趣味の会、ボランティア活動等に参加し、多様なつながりをつくる。 ▶ 地域生活の中で常に近隣の方々と挨拶を交わすように心がける。
互助・共助 （地域の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等が、連携する仕組みを構築する。 ▶ 事業者等は、世代を越えて楽しく参加できる、季節の行事や祭り等の行事を開催する。 ▶ 自治（町）会や地区社会福祉協議会等は、活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信する。
公助 （行政の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生涯学習の活動の場も含め、市民の誰もが参加しやすく、交流できる機会と場を提供するとともに、生きがいや仲間づくりを促す生涯学習の機会や交流の場を充実させるため、コーディネートを行う人材の配置や経費の補助を行う。 ▶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域ケアシステム等、福祉コミュニティに関する各種施策を周知する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
25	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	地域の多様な主体や個人の地域福祉活動の支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、誰もが暮らしやすい支え合いの仕組みづくり・地域づくりに向けた支援を行います。
26	生活支援コーディネーターの配置	地域の高齢者の支援ニーズや地域資源を把握し、課題解決に向けて、地域住民や関係団体との連携を図り、支援ニーズと多様な主体による活動や取組のマッチングを行う生活支援コーディネーターを、市全域（第1層）、日常生活圏域（第2層）に配置します。
27	地域ケアシステム推進事業	地域住民で組織する「地区社会福祉協議会」ごとに地域福祉活動の拠点（地域ケア拠点）を整備し、拠点で活動する相談員やサロン活動等に係る経費に対する補助を行います。
28	自治（町）会加入の促進	他市区町村からの転入者等へパンフレットの配布、市民まつり・行徳まつり等のイベント時の啓発活動により、自治（町）会の加入を促進します。

コーディネーターってどんな人？

コーディネーターを直訳すると、「ものごとを調整する人」という意味になります。

ものごとを調整するためには、専門的な知識を持っていることはもちろんですが、それ以外にも広い視野をもち、メンバーそれぞれの立場を理解した上で、合意形成を図るスキルが求められます。

地域福祉に関係するコーディネーターは、このスキルを持ち合わせた上で、地域の方々のお悩みの解決に向けたアドバイスや、住民ニーズを行政機関等に伝える架け橋の役割を担っています。

ここでは、本市の地域福祉を推進する役割を担って活動するコーディネーターを紹介します。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

本市が市川市社会福祉協議会に委託する地域福祉の専門職です。2023（令和 5）年 6 月までは「コミュニティワーカー」の名称で活動し、同年 7 月からは、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の業務を担い、「コミュニティソーシャルワーカー」として活動しています。コミュニティソーシャルワーカーは、社会福祉に関する知識やネットワークを生かし、地域全体で取り組む活動の地域支援（コミュニティワーク）と、地域において生活上の課題を抱えるあらゆる個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）を行うなど、暮らしや地域の困りごとに総合的に対応します。

4 名のコミュニティソーシャルワーカーが 14 の小域福祉圏を担当し、従来からの地域ケアシステムにおける活動と併せて、地域福祉の推進に向けた活動を行っています。

●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（SC）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ら続けることが出来るよう、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進める専門職です。

市全域（第 1 層）及び日常生活圏域（市内 15 圏域）（第 2 層）に配置しており、本市では 2023（令和 5）年 7 月から第 2 層の生活支援コーディネーターを、高齢者サポートセンターを運営する法人に業務委託しています。

高齢者の支援ニーズと地域資源の情報を把握し、課題解決に向けて、必要なサービスのマッチングや地域に不足する資源の開発、担い手の養成などを、地域住民や関係者と連携しながら地域における支え合いの体制づくりを進めていきます。

●認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進する専門職です。本市では 15 の高齢者サポートセンターに認知症地域支援推進員を 1 名ずつ配置しており、高齢者サポートセンターを運営する法人に業務委託しています。

認知症の人の立場に立ち、認知症の人及びその家族の意向の尊重に配慮しながら、認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に向けて、医療・介護をはじめ地域の多世代の様々な人たちや、生活関連領域等の有機的な連携を推進します。

また、認知症の人への支援とともに、認知症への理解や支え合いを広める取組を進めています。

●地域生活支援拠点等コーディネーター

地域生活障害者等（地域において生活する障がい者等及び地域における生活に移行することを希望する障がい者等）が、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活障害者等の障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に対処し又は備えるため、地域生活障害者等などからの相談に応じるとともに、関係機関との連携及び調整を行い、宿泊場所へのつなぎ等の支援を行うなど、主に次の3つの業務を担い、「もしものとき」に対する備えづくりをお手伝いします。

なお、地域生活障害者等に相談支援専門員がついている場合には、相談支援専門員による支援が優先されます。

(1)緊急前支援

地域生活障害者等などからの相談に応じ、アセスメントを行って、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等の際に地域生活障害者等が円滑に短期入所等の必要なサービスを利用することができるよう、短期入所事業所を見つけておく等の必要な事前準備を行います。

(2)緊急時支援

障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等の際に、速やかに、関係機関との連携及び調整を行うとともに、地域生活障害者等に必要となる支援（短期入所の利用の支援等）を行います。なお、緊急時支援を行う対象は、緊急時前支援を行った地域生活障害者等に限りません。

(3)緊急後支援

緊急時支援が終了した後、当該地域生活障害者等に必要となる支援（居宅における生活へ戻るために必要となる支援や、共同生活援助や施設入所支援を受けるための支援等）を行います。

●地域学校協働活動推進員（旧称：学校支援コーディネーター）

地域学校協働活動と呼ばれる、以下の4つの活動に係る連絡調整や協力者の確保、地域相互の連携に関するを行うため、教育委員会が地域の人材に委嘱し、市立幼稚園・学校に配置しています。

- (1)授業等における学習補助、教員の業務補助その他の学習支援
- (2)放課後等に子どもたちの安心かつ安全な活動場所を確保して学習、交流活動等の機会を提供する
放課後支援
- (3)親への学習機会の提供、相談対応その他の家庭教育支援
- (4)子どもの安全確保のための見守り及び子どもの健康等に関する指導助言

また、市立中学校ブロック及び義務教育学校区には「統括的な地域学校協働活動推進員」を配置し、中学校ブロック内のネットワークづくりの推進を図るリーダーとして、中学校ブロック内の地域学校協働活動推進員をまとめ、チームとして情報共有を行いながら活動しています。

施策の方向 7 地域における防災体制充実の推進



これまでの市の主な取組

本市では、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、2008（平成 20）年に「災害時要援護者名簿」を作成するなどの取組を行いました。

しかし、東日本大震災を機に、法改正や取組指針が示されたことから、災害に備え、自らの身は自らで守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「互助・共助」、行政機関等による支援活動である「公助」を併せ、「自助、互助・共助、公助」の関係と役割を明らかにしながら、避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することができるよう、2018（平成 30）年に「市川市避難行動要支援者支援プラン」を策定し、2023（令和 5）年 1 月には、災害対策基本法の改正により作成が努力義務となった個別避難計画に係る部分について一部改訂を行いました。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. 地域の防災体制の整備に向け、地域での関係づくりの取組が充実していると思いますか。

そう思う	5.0%
どちらかといえばそう思う	20.5%
どちらかといえばそう思わない	33.0%
そう思わない	21.2%
わからない	20.3%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(市民向け Web 回答)

Q. 災害時の対策として、地域でどのような備えをしておくことが必要だと思いますか。
(回答の多い順、複数回答可)

(1)支援を必要としている人の把握	55.7%
(2)要支援対象者の物資の確保	41.9%
(3)支援する人（支援者）の確保	40.5%
(4)防災マップの作成	35.2%
(5)防災訓練・避難訓練	31.4%

施策の方向性

大規模災害発生時の被害を小さくするため、平時においても、防災訓練を実施するなど顔の見える関係づくりが重要です。防災対策の基本である自助、共助といった地域の防災力を向上させるため、自治（町）会や学校、自主防災組織等において、災害時により的確に行動できるよう、実践的な防災訓練やハザードマップ等を活用した防災講話を実施します。

また、災害時に円滑に避難所を開設できるよう、小学校区防災拠点協議会が中心となり、本市と連携した避難所開設・運営訓練を推進し、自治（町）会や自主防災組織等との連携を通じて、顔の見える関係づくりを基礎とした地域の防災体制が充実するよう推進に努めます。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害時の家族の連絡方法や避難場所を決めておく。 ▶ 非常持出袋の準備や医薬品・飲料水等の備蓄をしておく。
互助・共助 （地域の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣同士で避難方法や支援方法の情報を共有する。 ▶ 自治（町）会は、避難時に支援が必要な方について把握し、その理解に努める。 ▶ 災害時には近隣同士で声を掛け合い避難する。
公助 （行政の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。 ▶ 避難行動要支援者名簿の活用体制を整備し、平時においても避難行動要支援者と地域の支援者とのつながり作りを努める。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
29	自主防災組織資器材購入費等補助金制度	自主防災組織に対し、地域の自主的な防災体制の整備を支援するため、防災資器材の購入や修繕の費用に対する補助を行います。
30	避難所における子どもや女性等の要配慮者への配慮	高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備するとともに、多様性への配慮について検討を行います。
31	避難行動要支援者対策事業	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎となる名簿を作成します。また、覚書締結自治会への名簿の発送及び未締結自治会への名簿の活用に向けた案内を行います。

施策の方向 8

ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】



市民活動支援センター



社会とのつながりを作るための
支援を行います（参加支援事業）

これまでの市の主な取組

旧八幡市民談話室にあったボランティア・NPO 活動センターは 2020（令和 2）年に閉館し、市民活動への支援を通して地域における様々な活動を活性化させるとともに、地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図るため、2021（令和 3）年 1 月に、ものづくり工房とミーティングスペースを合わせた市民活動支援センターを第 1 庁舎 2 階に設置しました。

市民活動支援センターでは、会議に利用可能なミーティングスペース、資料づくり等が可能な作業スペースがあり、また、市民活動団体に関する情報を得ることができるなど、市民活動への支援を行っています。

また、2023（令和 5）年 7 月から実施した市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）のうち、参加支援事業の取組として、各分野の支援団体と連携し、似たような悩みや課題をもった相談者たちが集まって話をしたり、簡単なゲーム等で楽しめる居場所の提供や、障害福祉や生活困窮者就労準備支援、こども食堂でのボランティア活動など既に行われている支援プログラムへの相談者のつなぎなどを行っています。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. ボランティア団体・NPO 団体に参画してのボランティア活動などの地域福祉活動に参加していますか。

参加している	18.6%
参加していない	81.4%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(ボランティア団体・NPO 法人回答)

Q. 地域で福祉活動を進める上での行政に対する要望・期待（回答の多い順、複数回答可）

(1)地域福祉組織・団体の活動をもっと市民に PR してほしい	50.8%
(2)地域の関係機関との関わりを深められるよう、仲介してほしい	27.0%

施策の方向性

2022（令和4）年度に実施した地域福祉計画策定のためのアンケートの結果を踏まえ、市民活動支援センターを含め、地域住民が集まる場所において市民活動団体に関する情報を提供し、地域福祉活動に参加する人の掘り起こしやPRを行います。

また、様々なニーズを持つ人々を発見するための仕組みづくり、地域とのつながりづくり、社会参加の場づくりを行うことや、地域の中には地域とのつながりが希薄となっている人や世帯の方に向け、地域の社会資源の開発などにより、社会参加に向けた支援を実施します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域でのイベント等にできるだけ参加する。 ▶ ボランティアの重要性や支え合いの大切さなどに関心を持つ。
互助・共助 （地域の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動団体等は、地域で活動する様々な団体が相互に交流する機会を設ける。 ▶ 市川市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会が中心となり、ボランティアなどの地域福祉活動をPRする。
公助 （行政の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民活動団体を市民へ周知する。 ▶ 市民活動支援センターの利用について周知を行う。 ▶ 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などに対し、社会参加に向けた支援を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

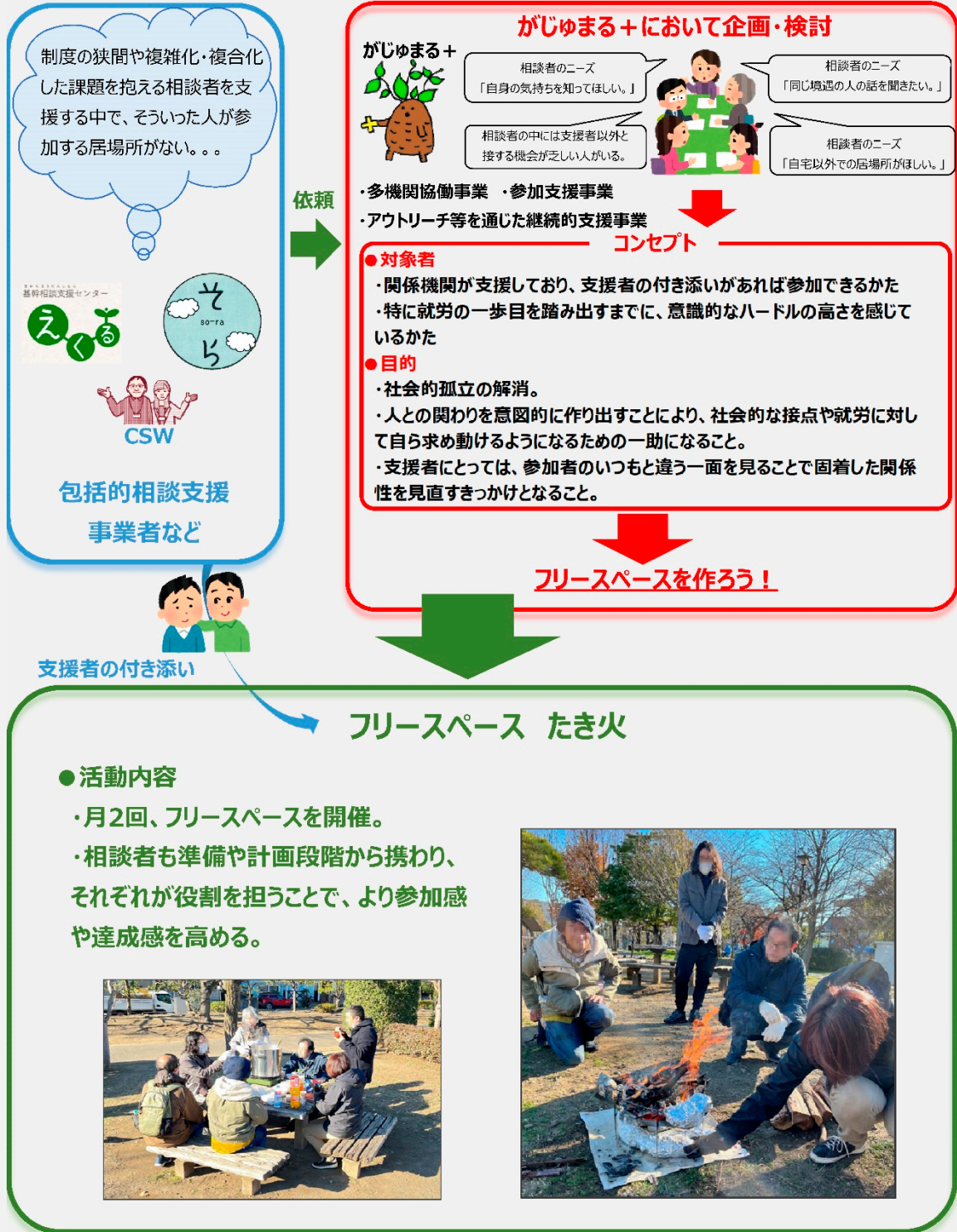
番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
32	市民活動支援センターの運営	市民活動団体に関する情報を提供し、市民活動への支援を通して、地域における様々な活動を活性化させ、地域の課題解決力の向上と地域福祉の推進を図ります。
33	参加支援事業	これまでの社会参加に向けた事業では対応が困難な方に対して、支援メニューを作成し、地域の社会資源とのマッチングを行います。

参加支援事業（フリースペースたき火）

これまで、各相談支援機関（包括的相談支援事業者）などに相談される人の中には、制度の狭間で悩む人がいて、これらの人たちには社会参加できる居場所がないことが課題でした。

令和5年度から本市の参加支援事業を実施する「がじゅまる+」では、この課題に対し、人との関わりを意図的に作り出すこと、また、社会的な接点や就労に対して自ら求め、動けるようになることなどをコンセプトとした事業の企画・検討を行い、その結果、市内に「フリースペース」を設ける取組を開始しました。

この「フリースペース たき火」では、日常と異なる環境で、相談者の新たな一面が発見されるといった相談者・支援者双方にとっての相乗効果も期待されます。



基本目標Ⅲ

安全と居るおいのあるまちを共につくる

防犯まちづくりの目的の1つに、市民等の犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めることがあります。快適な居住環境の形成に向けて様々な手立てを講じるとともに、豊かなコミュニティを形成することが重要です。

バリアフリーという言葉には、道路や建築物の入口の段差など、物理的な障壁（バリア）を除去するという意味もありますが、最近では障がい者、高齢者にかかわらず、すべての人の社会参加を困難にしている事柄を取り除くという意味でも用いられます。

すべての市民が安全で快適に暮らすことのできるバリアフリーな環境を整備する取組を進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅲ 安全と居るおいのある まちを共につくる	9 犯罪の防止と立ち直りの支援
	10 バリアフリーの推進
	11 居住環境の整備

【関連する SDGs のゴール】



施策の方向 9 犯罪の防止と立ち直りの支援



防犯意識の更なる向上を目指すマスコットキャラクター(いちパトくん)と街頭防犯カメラ

これまでの市の主な取組

特殊詐欺とは、電話やはがき（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金等をだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、他人の口座に送金させる犯罪のことで、千葉県警は「振り込め詐欺」の広報用名称を「電話 de 詐欺」と定めています。

近年、多くの犯罪が減少している中、特殊詐欺の被害件数や金額は増加傾向で、その背景には、従来の街頭犯罪とは性質が異なるうえに、手口が年々巧妙化していることが挙げられます。また、被害者の約 8 割を占めるのが 70 歳以上というデータもあります。

本市が実施している特殊詐欺の対策として、防災行政無線などによる注意喚起を行う啓発活動のほか、満 65 歳以上の方への迷惑電話防止機能付電話機購入の補助等を実施しています。

また、電話 de 詐欺に対する未然防止の取組を市内全体で進めることを目的として、2020（令和 2）年 3 月に警察署や金融機関、防犯協会、自治会連合協議会など、本市を含めた 9 機関が特殊詐欺被害撲滅に関する協定書を締結し、情報共有や啓発活動を協同して実施するとともに、特殊詐欺の発生が疑われる場合などは、すぐに管轄の警察署に情報提供を行うなど、連絡体制を強化しています。

一方、刑期を終えた方の社会復帰を支援し、再犯防止につなげることも重要です。地域住民や学校等での啓発を行い、犯罪や非行の防止を図るため、保護司関連支援事業を促進することを、2023（令和 5）年 3 月に策定した第三次市川市防犯まちづくり基本計画に盛り込みました。

施策の方向性

地域住民、警察、防犯関係団体と協力した地域防犯体制の整備、充実を図るとともに、犯罪発生情報の共有化、地域における自主的な防犯活動を促進させます。

また、防犯灯の適正配置や防犯カメラの設置といった環境整備を行うことで、犯罪被害の予防、犯罪遭遇の不安感の減少を目指します。

犯罪の取締りを強化し、罪を犯した人を厳しく罰することは必要ですが、それと同時に罪を犯した人がその罪を償い立ち直ろうとした時に、受け入れることのできる地域共生社会を目指します。

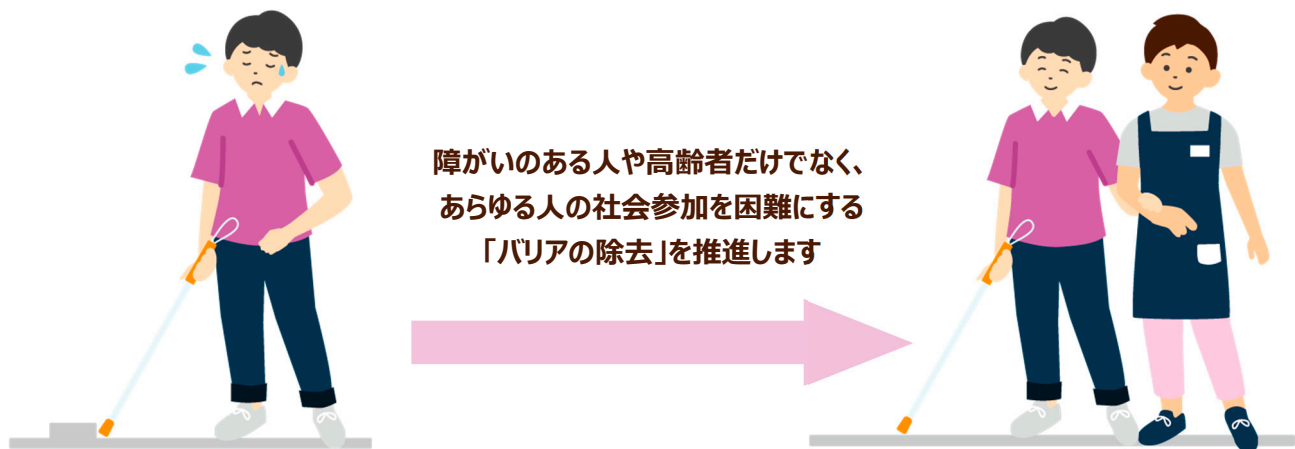
それぞれの役割

<p>自助 (個人の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所の人や子どもたちに積極的にかかわり、声をかけあう環境づくりに努める。 ▶ 電話等による勧誘で少しでもおかしいと感じた場合は、家族や公的機関等に連絡を入れる。
<p>互助・共助 (地域の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治（町）会や民生委員・児童委員、市川市社会福祉協議会等が協力し、防災や防犯の勉強会や話し合いを行う。 ▶ 自治（町）会は、特殊詐欺に関して回覧板等を活用して住民の注意を喚起する。
<p>公助 (行政の役割)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ メール情報配信サービスや防災行政無線等を活用し、電話 de 詐欺に関する注意喚起を行う。 ▶ 街灯防犯カメラの維持管理及び設置費補助を推進する。 ▶ 犯罪者の再犯を防止し、地域の安全・安心を確保するとともに、立ち直りに向けて支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
34	自主防犯活動支援事業	市内の自治（町）会や有志の防犯活動に対し、防犯活動実施状況と必要物品の調査を行い、要望に応じて防犯活動物品を提供します。
35	街頭防犯カメラ設置費の補助	防犯活動を実施している自治（町）会及び商店会等が、公道を撮影範囲とする防犯カメラの設置を行う際に、機器購入及び設置費用を対象に補助を行います。
36	保護司関連支援事業の促進	市川浦安地区保護司会の事務局である市川市社会福祉協議会と連携し、立ち直りに向けた支援を行います。

施策の方向 10 バリアフリーの推進



これまでの市の主な取組

バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリアの除去という意味でも用いられています。

道路のバリアフリー化では、重点整備地区として定めた主要な駅を中心に半径 500mの区域の整備を進め、重点整備地区以外でも、市道 0109 号（ガーデナ通り）の歩道整備や国分前橋を改修して歩道を設置するなど、市民の方からの要望をもとに、順次、必要な整備を進めています。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. 【60 代以上の方又は身体に障がいのある方に伺います】

買い物や通院などに際し、移動サービス（普通のバスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス）の不足による不自由さを感じていますか。

不自由さを感じている	9.5%
どちらかといえば不自由さを感じている	17.1%
どちらかといえば不自由さを感じていない	21.1%
不自由さを感じていない	29.0%
わからない	23.3%

施策の方向性

高齢者や障がい者の方々が安全に安心して暮らせる都市づくり、快適な交通環境づくりを目指し、誰もが歩きやすい歩行空間の整備を図ります。

また、高齢者や障がい者等、自分自身での移動が困難な人の移動を支援するため、福祉有償運送事業の普及促進を図ります。

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとって支え合う「心のバリアフリー」を地域全体で推進するために、一人ひとりが、バリアを感じる人の多様な背景を踏まえ、お互いの多様性を認め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

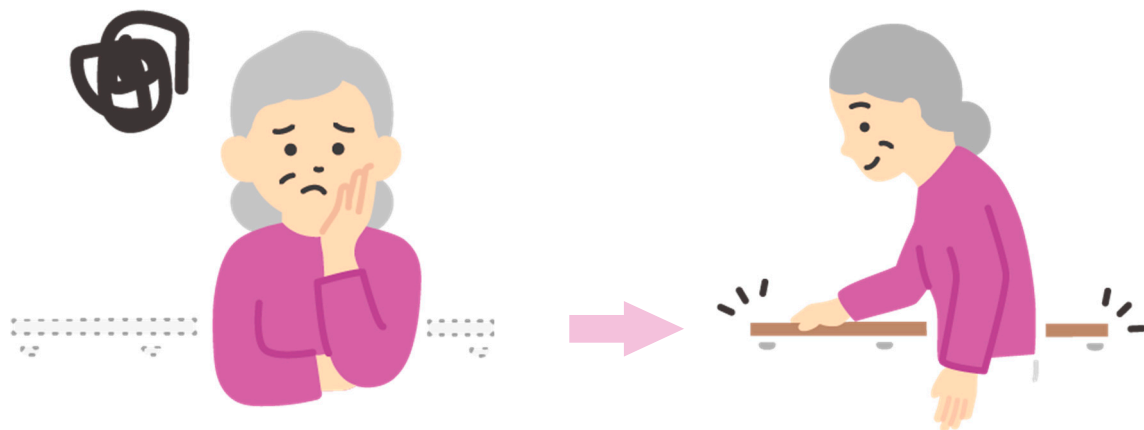
それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路や公園等で損傷している箇所がある場合は、行政に連絡する。 ▶ 自分とは異なる人がいることやその人が抱える困難や痛みを考え、想像し、ともに感じる心と力を養う。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣同士で地域の中にあるバリアフリーニーズを把握する。 ▶ 事業者等はバリアフリーハンドブックを作成し、誤解や偏見で生きづらさを感じている人の特徴や困っていること、お願いしたいことを紹介する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 道路・歩道の整備を行う。 ▶ 福祉有償運送事業の普及促進を図る。 ▶ 障がい特性や認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
37	誰もが歩きやすい歩行空間の整備	歩道の段差の解消や平坦性の確保など、誰もが歩きやすい歩行空間を整備します。
38	福祉有償運送運営協議会の運営	NPO 法人等が実施する福祉有償運送について、その必要性及び安全性の確保並びに旅客の利便の確保に係る方策等を協議する場として、福祉有償運送運営協議会を設置し、運営します。
39	認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	安全なまちづくりを目指し、認知症への理解を深められるような周知・啓発、認知症カフェの実施支援等を行います。
40	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供に必要な取組を進めます。

施策の方向 11 居住環境の整備



これまでの市の主な取組

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、自分が住む住居の環境（居住環境）が安全であることが不可欠です。

あんしん住宅助成制度は、既存住宅の良質化に資する改修を支援するため、市民が所有し居住する住宅（戸建および分譲マンション）の改修工事費の一部を助成するもので、2022（令和 4）年度の助成実績は、251 件、25,795,000 円となりました。

民間の賃貸住宅を見つけることが困難な 60 歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者等に対しては、本市及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で民間賃貸住宅のあっせんを行う「住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅あっせん制度」があり、令和 4 年度に 44 名の方から申請を受け付けました。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. 【60 代以上の方又は身体に障がいのある方に伺います】

あなたは、バリアフリー対応など、住まいに関する不安を感じていますか。

不安を感じている	12.8%
どちらかといえば不安を感じている	36.8%
どちらかといえば不安を感じていない	19.8%
不安を感じていない	15.8%
わからない	14.8%

施策の方向性

市内にある住宅の既存ストックの質の向上・有効活用に優先的に取り組むこととした上で、「高齢者等が安心して暮らせる住まいづくり」、「子育てしやすく、子どもが健やかに成長できる住まいづくり」、「『新しい日常』に対応した住まいづくり」を進めます。

また、住宅確保要配慮者と定義されている中で、支援の対象にならない人もいるため、この隙間を埋める制度の拡大や新設について検討を行います。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自分の住む住宅について高齢者や障がい者となったときのことを意識する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者等は、高齢者や障がい者向け住宅について地域住民の理解を深める。 ▶ 地域福祉活動団体等は、いちかわ住まいの勉強会が主催する企画に参加し、情報を共有する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安心・安全に住むことができるよう、民間賃貸住宅のあっせんや住宅の改修費用を補助する。 ▶ 既存のネットワークを活用して居住支援協議会の設立を目指す。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組(事業)名	取組(事業)概要
41	民間賃貸住宅あっせん制度	民間の賃貸住宅を見つけることが困難な住宅確保要配慮者等に対し、本市及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部が共同で民間賃貸住宅のあっせんを行います。
42	あんしん住宅推進事業	安全で快適な住まいづくりを進めるため、住宅の改修工事費用の一部を助成します。

いちかわ居住支援ガイドをご存じですか？

住宅確保要配慮者の居住支援については、住まい探しや経済的な問題だけでなく、地域とのつながりが不十分なことによる孤独・孤立化が懸念されています。

本市ではこのような住宅確保要配慮者を対象に、賃貸住宅の円滑入居の支援、住戸に対する支援、見守りや生活に対する相談支援といった、ソフト面、ハード面に係る支援制度を1枚にまとめたリーフレット「いちかわ居住支援ガイド」を令和6年2月に発行しました。

このガイドは市営住宅課などの相談窓口で配布していますので、ぜひご利用ください。



基本目標Ⅳ

生きがいを感じるまちを共につくる

いつまでも健やかに健康で過ごしたいという思いは、市民共通の願いです。こどもから高齢者まですべての人が自立した生活を送るための基盤である「健康」を維持するためには、世代を問わず市民一人ひとりが日頃から食生活を整えたり適度な運動等を行うことが大切です。

本市では、市民や地域団体等と協働し、健康関連情報の提供等様々な介護予防の取組や健康づくり事業を推進しています。

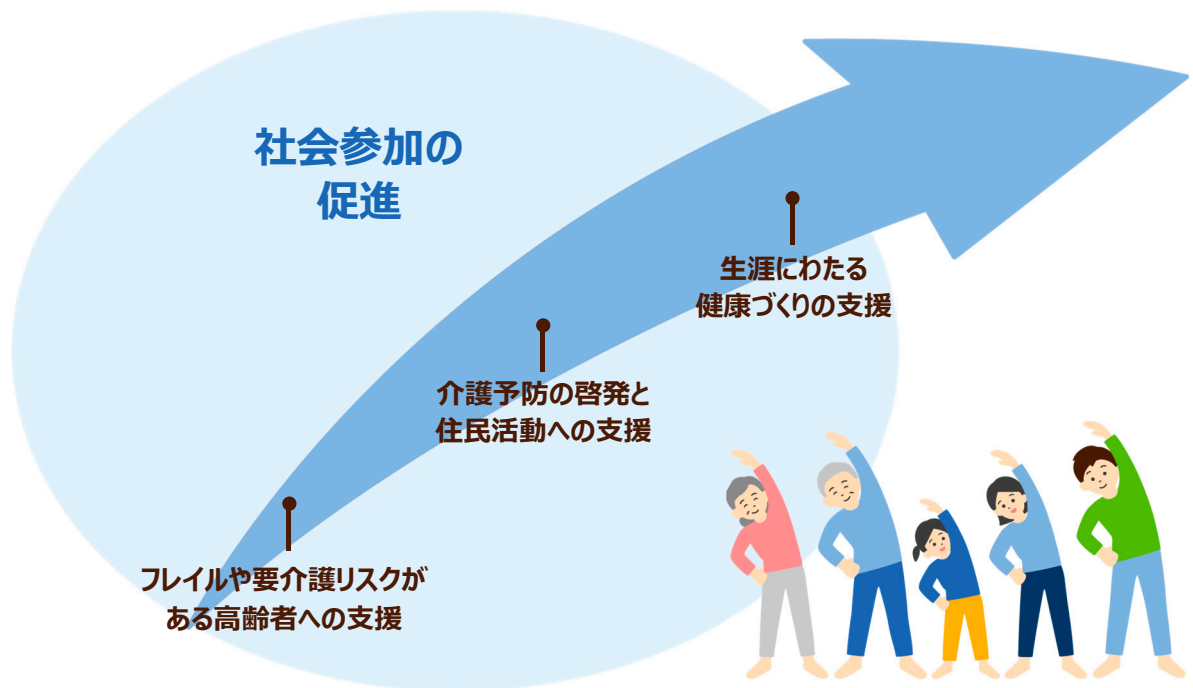
また、市民一人ひとりが生きがいをもって日常生活を送るためには、就労への支援や生活に困窮する人への経済的な支援といった自立に向けた支援が必要です。信頼できる人の存在、自らの居場所があるということ、ひいては「生きる」ということに対する包括的な支援を行います。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅳ 生きがいを感じる まちを共につくる	12 健康づくり・介護予防の支援
	13 就労と生活困窮者への支援
	14 自殺防止に対する包括的な支援
	15 地域の居場所づくり【重点】

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 12 健康づくり・介護予防の支援



これまでの市の主な取組

「健康寿命の延伸」に向け、地域住民が自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、多様な方法で普及啓発を行っています。

健康づくりでは、市民の健康意識の更なる向上と、より良い生活習慣の実践、継続に向けた啓発を推進するため、2022（令和4）年度より健康講演会を開催しています。2023（令和5）年度には、自身の健康データを測定することで健康を意識できるよう、市内20箇所に体組成計及び血圧計を設置したほか、新たな健康ポイント事業 Aruco（あるこ）を開始しました。

介護予防については、令和4年度から介護予防に関する講座等の開催や、健康づくり・介護予防、通いの場に関するリーフレットの配布やLINEセグメント等で情報発信を行いました。また、地域の身近な場所で介護予防に資する活動の支援を行いました。

年齢を重ねても地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民が主体となり取り組む「市川みんなで体操」実施団体への支援や、住民主体の通いの場に専門職が出向き、介護予防・フレイル予防に関する講話を行うなど、地域で介護予防に取り組む住民主体の活動を組織的に支援しています。

施策の方向性

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが自らの健康づくりの重要性について認識し、健康寿命を延伸するための健康行動を継続することが必要です。

本市では、健康づくり・介護予防の関係各課と連携を図り、健康寿命の延伸に向けて、健康づくりの意識の向上を図るとともに、健康づくりを継続できる取組を推進します。

加齢に伴い、心身の機能や社会とのつながりが弱くなった状態を「フレイル」といいますが、社会参加や介護予防を心がけることで、フレイルの進行を防ぎ、健康を維持することができます。「通いの場」への参加など高齢者の社会参加の促進等を通じて、多様な生活支援サービスを利用できるような地域づくりを推進します。

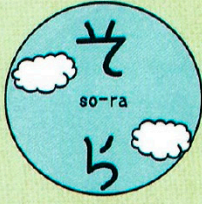
それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期的に検診を受けるなど自らの健康状態を自覚する。 ▶ 健康意識を向上させる。 ▶ 継続して健康づくりや介護予防に取り組む。 ▶ 日頃から地域活動などの社会参加を心がける。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ぐるみで健康の維持・増進や介護予防に取り組む。 ▶ 地域住民が主体となり、事業者等とともに健康づくりや介護予防に関する機会を創出する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続して健康づくりに取り組む体制を整える。 ▶ 健康づくり・介護予防活動の重要性を周知する。 ▶ 地域住民が主体となって行う介護予防活動（市川みんなで体操など）を支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

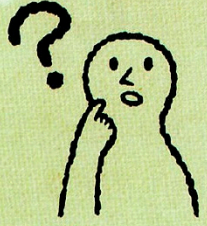
番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
43	健康ポイント Aruco	「歩く」こと、「測る」ことにポイントを付与することで、市民が自身の健康データを意識し、健康的な生活習慣を継続して送ることができるよう支援するもので、獲得したポイントはデジタル地域通貨と交換し、地域内の消費に利用できます。
44	自立支援、介護予防及び重度化防止の推進	高齢者がいつまでも主体的な生活ができるよう、一般介護予防事業や通所型短期集中予防サービス事業を実施します。

施策の方向 13 就労と生活困窮者への支援



**「市川市生活サポートセンターそら」に
お困りごとをご相談ください。
市川市内にお住まいの方であれば、どなたでもご利用いただけます。**

- 収入が不安定で生活が苦しい。
- 家賃が払えない。滞納している。
- 住まいを出なければならぬが自分で引っ越しができない。
- 仕事が見つからない、続かない。
- 人間関係がうまくいかない。
- 子どもがなかなか自立できない。ひきこもっている。
- 借金が多く家計が苦しい、税金や保険料が払えない。
- 相談できる相手がいない、どこに相談したらよいかわからない。など



お困りごとに一緒に向き合い、解決を支援します。

健康・仕事・家族・お金・将来など生活に関わるさまざまな問題を一つ一つ整理し、解決の方法を一緒に考えていきます。

生活サポートセンターそらの案内チラシ

これまでの市の主な取組

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の相談窓口「市川市生活サポートセンターそら」（55 ページ参照）では、自立した生活の実現に向けた各種支援、関係機関の紹介、情報提供などを行っています。

離職等により住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者に対して、有期で家賃相当額の支給を行う「住居確保給付金」制度は、給付対象者である失業者等に、コロナ禍による収入の減収者が対象に含まれることとなったことで、生活サポートセンターそらの相談受付件数が大幅に増加しました。

また、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活の改善及び基礎能力の形成を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた支援を行う就労準備支援の相談も生活サポートセンターそらで受け付けており、2022（令和4）年度は8件の相談を受け付けました。

市民等アンケート調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. 高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者等を対象とした就労支援、社会的自立の支援が充実していると思いますか。

そう思う	5.0%
どちらかといえばそう思う	25.6%
どちらかといえばそう思わない	19.1%
そう思わない	7.5%
わからない	42.8%

施策の方向性

地域で暮らす住民一人ひとりが生きがいをもって自立した生活を送るためには、それぞれの希望に応じて就労できる環境づくりが必要です。就労のための相談や、高齢者、障がい者、ひとり親の就業機会の拡大に向け就労支援を行います。

また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭で生活に困難を抱えている人や生活困窮者に対し、経済的に自立できるように支援します。

生活困窮世帯の生活の安定と自立を支援するため、その世帯の生活実態に応じた相談の充実を図るとともに、路上生活者や不安定居住者の社会復帰に向け、一時居宅や医療機関の受診などを支援し、状況に応じた相談体制の充実を図ります。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就労を通じた生きがいづくりを進める。 ▶ 経済的な困窮を理由とした偏見を持たないように努める。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者は法律を遵守して、高齢者や障がい者等の就労を支援する。 ▶ 生活に困難を抱えている人やその家族を地域で見守り支え合い、必要に応じて行政と連携する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関と連携し、通常の就労が困難な方に向けた支援を実施する。 ▶ 住民一人ひとりが地域で自立した生活が送れるように支援する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組(事業)名	取組(事業)概要
45	若年者等就労支援事業	若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設します。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。さらに、働くことに不安を抱えた若者に対し、職場体験を通して不安を解消し、前向きな就職活動ができるように支援します。
46	就労準備支援事業	就労に必要な実践的な知識、技能等の不足等や、複合的な課題があり、生活のリズムが崩れていることや社会との関わりに不安を抱え、就労意欲が低下している等の理由で、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活の改善及び基礎能力の形成等の支援を計画的に実施することで、一般就労に向けた準備を支援します。
47	住居確保給付金支給事業	本人の責によらない失業や収入の減少により、住居を喪失するおそれのある方を対象に、就労支援などを実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、賃貸住宅の家賃を支給します。

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
48	家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再建に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言、指導等を行うことにより相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活再建を図られるよう支援します。
49	ホームレス自立支援事業	自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた方が、地域社会に再び参入することを支援し、かつホームレスの地域社会への参入に際し、地域社会の理解と協力を得ることにより、ホームレスに関する問題の解決を図ります。
50	子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の、主に就学年齢の世帯員に対し、学習支援や居場所の提供等を行うことで、学習意欲の向上・基礎学力の向上・生活習慣の改善等を図り、高校への進学・高校の中退を防止し、将来の安定就職へつなげることを目指します。

施策の方向 14 自殺防止に対する包括的な支援



これまでの市の主な取組

本市では、こころの健康相談窓口を開設し、相談したいときに相談ができるように、日曜、祝日も含め対応しています。この相談窓口では幅広い年齢層から生活環境の変化や家族関係、経済不安等、多岐にわたる相談が寄せられ、関係機関と連携を図り支援を行っています。

また、市民向けの心の健康に関する講座や母と子の相談室、ゲートキーパー研修を開催したり、市公式 Web サイトでは、メンタルストレスチェックシステムである「こころの体温計」を掲載し、ストレスチェックができる取組も実施しています。

施策の方向性

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぎ、安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

また、これらの自殺対策と、高齢、障がい、こども・子育て、生活困窮支援等の各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複雑化・複合化した課題に対応するためのネットワークづくり等を、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）と併せて実施します。

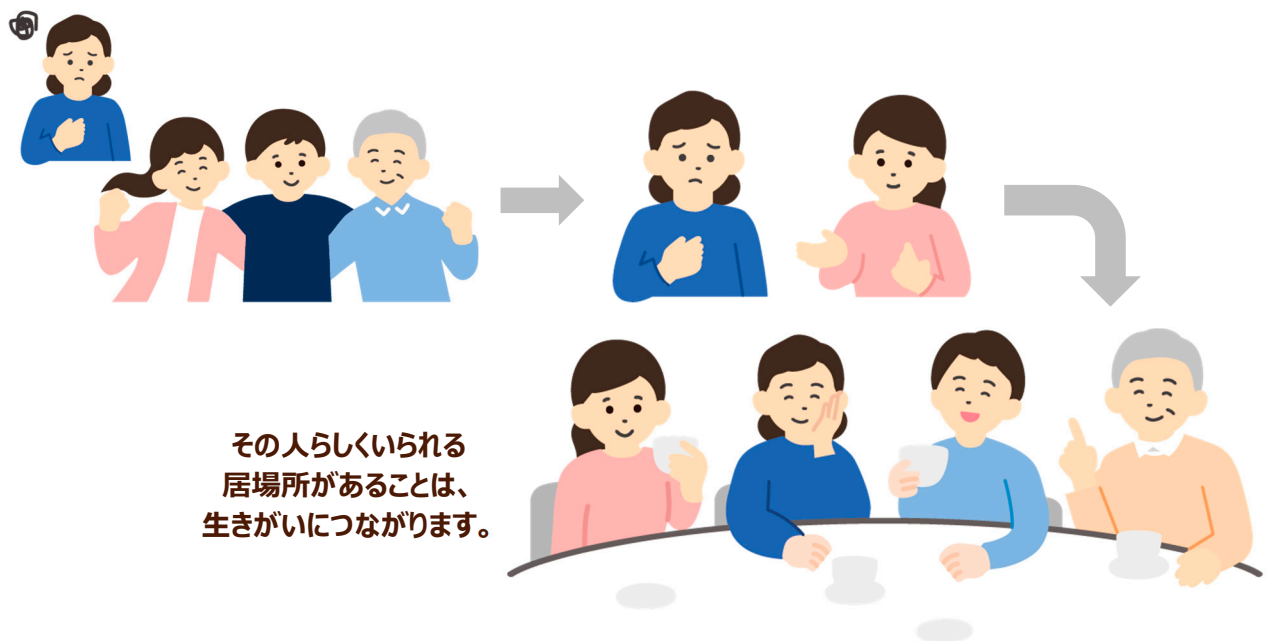
それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1人で悩まずに困った時に相談できる窓口等があることを知る。 ▶ 市川市民のテレホンガイドや若者のための相談ガイドを入手する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動団体等は、こころの悩みや生きづらさを感じている方が支援を受けられるよう、関係機関につなぐ。 ▶ 地区社会福祉協議会は、悩みをひとりで抱え込まず、周囲に相談しやすい地域づくりを行う。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市川市自殺対策関係機関連絡会を開催し、関係機関との連携を強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進する。 ▶ 相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）を推進する。 ▶ 幅広い年代にむけて、こころの健康とセルフケアの方法について周知する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
51	自殺対策事業(人材育成事業) 「ゲートキーパー養成講座」	専門職だけでなく、市民に近い立場の方を対象とし、自殺に関する正しい知識のもと、地域での見守りを強化していく事を目的に周知を図ります。また、対象に応じたプログラムを設定し、研修会を実施します。
52	自殺対策事業(普及啓発活動) 「快適睡眠講座」	健康教育や健康相談等において、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及等地域に根ざした啓発活動を実施します。また、対象者が参加しやすいよう各種講座、健康教育や講演会・イベント等を企画・実施します。
53	市川市自殺対策関係機関 連絡会の開催	学識経験者・医療関係者・福祉関係者・警察・行政などで構成される関係機関連絡会を開催し、それぞれの立場から取組を進めるとともに、連携を強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進していきます。

施策の方向 15 地域の居場所づくり【重点】



これまでの市の主な取組

本市ではこれまで、高齢者や子どもといった、年齢や属性に応じた地域の居場所づくりを進めてきました。

小域福祉圏である 14 地区には、地区社会福祉協議会が運営を担う 15 箇所の「地域ケア拠点」があり、世代を問わず、地域の特色に合わせたサロン活動などを行っています。

高齢者の居場所の 1 つには高齢者クラブがあり、高齢者が身近な地域で生きがいや健康づくりを通して社会参加につながるよう、社会奉仕、教養活動、レクリエーションなど多様な活動に取り組んでおり、市内 101 のクラブで約 3,600 名（2023（令和 5）年 4 月現在）が活動しています。

子育て世帯には、「親子つどいの広場」や「地域子育て支援センター」などの地域の子育て支援拠点を整備し、専任の職員に相談できる場を提供しています。また、子ども本人に対しては、遊びを通して成長を見守る「子ども館」が家庭でも学校でもない第三の居場所となり、保育士や学校教諭などの資格をもつ児童厚生員が話や悩みを聞いています。このほか、民間団体や NPO 団体が行う「子ども食堂」に対して活動の支援を行っています。

中央子ども館では、中高生に特化した取組を行っており、マンガや雑誌などを読んでくつろいだり、宿題や勉強のできる「中高生専用ルーム」を設置し、中学生以上のみ利用を限定した「中高生タイム」を設け、思いきり身体を動かしたり、同年代で交流したりできる時間があり、不登校児童・生徒の居場所としては、市川市適応指導教室「ふれんどルーム」があります。

また、DV 被害者に対しては、窓口業務に加え、その他の取組として、民間団体との共催で令和 5 年度に「女性のための居場所づくり」を行いました。

施策の方向性

その人らしくいられる居場所があることは、生きがいにつながります。これまで本市が実施してきた居場所づくりを継続しつつ、すべての地域住民を対象とした、地域における交流の場や居場所の確保をさらに進めていくため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が中心となって、複合化する地域生活課題に対し、地域の事業者や地域住民と連携しながら、多角的な視点から地域の居場所づくりの支援を行います。

また、多世代や多属性を対象としたサロン、こども食堂、フードバンクなどの交流の場の新設を支援し、市内の空き家等も活用しながら、地域の特性を活かしつつ創意工夫をこらした居場所づくりを推進します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自分らしくいられる居場所を見つける。 ▶ 興味のあるイベントに参加する。
互助・共助 （地域の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区社会福祉協議会は、地域住民の交流の場でもある、「地域ケア拠点」をPRするイベント等を行う。 ▶ 地域福祉活動団体等は、社会的な包摂を目指した居場所づくりについて、CSWと協議し、連携を図りながら検討を進める。
公助 （行政の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気軽に立ち寄れる地域の居場所を整備する。 ▶ 世代や属性を超えた地域の居場所づくりを推進する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

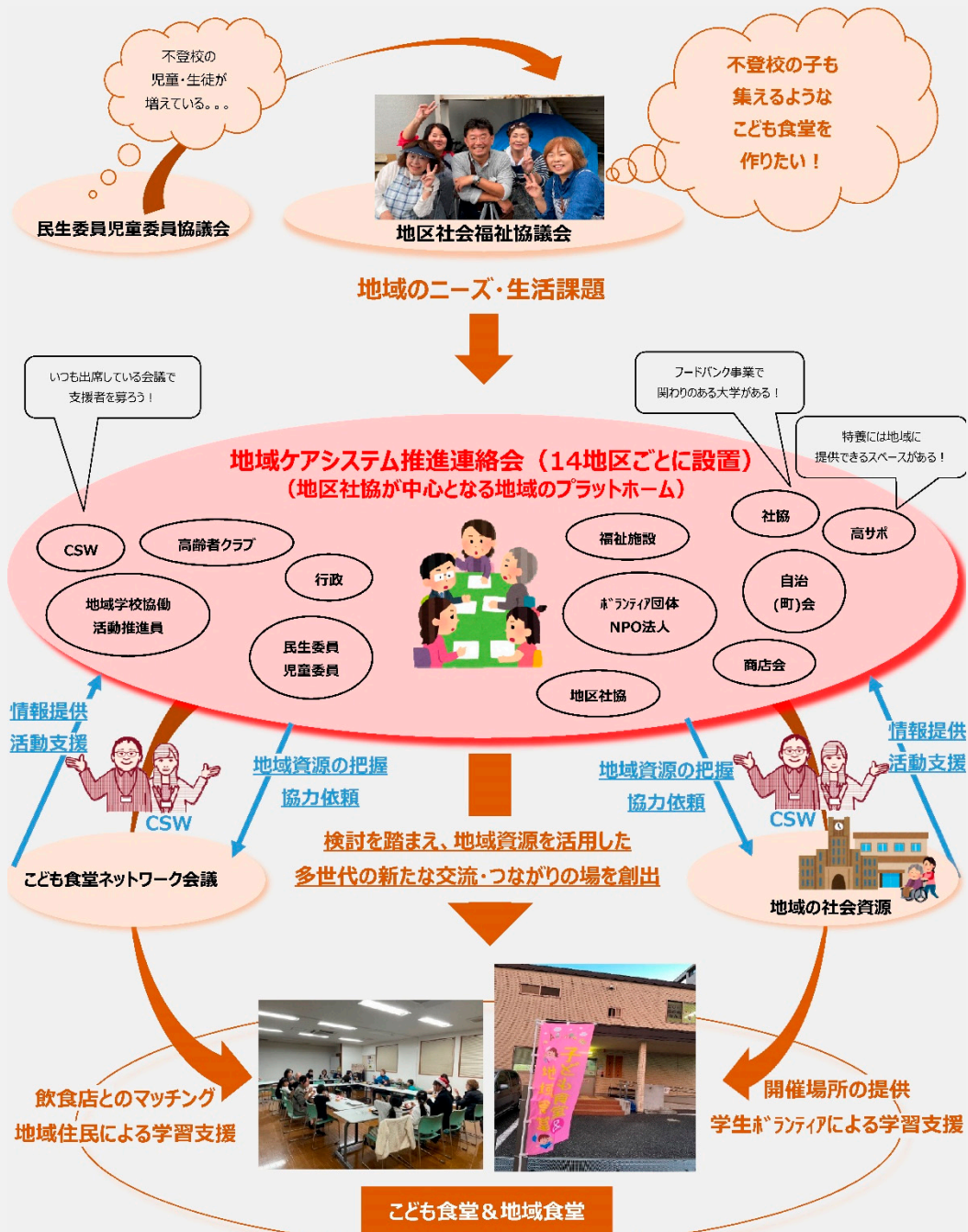
番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
54	地域づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）	住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みをつくります。
55	地域子育て支援拠点事業	地域において親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
56	こども食堂・フードバンクの支援	地域や民間団体により自主的に運営されているこども食堂・フードバンクの取組を支援するため、活動状況の発信や、こども食堂の運営費の一部助成を行い、こどもの居場所づくりを推進します。

地域づくりに向けた支援（新たな居場所の創出）

信篤・二俣地区の民生委員児童委員協議会では、不登校の児童・生徒が増えていることが懸念されていました。この会議に参加していた地区社会福祉協議会のメンバーは、このことを地域のニーズ・生活課題と捉え「地域ケアシステム推進連絡会」を開催し、「学習機会の家庭間格差の問題や不登校のこどもの居場所などの問題」を議題とし、多様な地域団体と協議を重ね、それぞれがこども食堂の開設に向けた検討を行いました。

その中でコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、各関係機関や地域団体等との調整を行い、地区社会福祉協議会と協働して、学校や施設といった既存の地域の社会資源を利用して開催できるよう、場所の確保などに努めました。

地域の方々の創意工夫で、地域住民や学生によるこども達への学習支援の輪が広がり、多世代にわたる交流・つながりの場所として、こども食堂及び地域食堂（みつば食堂）を令和5年10月に開設しました。



基本目標Ⅴ

地域福祉推進の基盤を共につくる

基本目標Ⅰ～Ⅳの達成に向けて、それぞれの施策及び取組（事業）を推進することが不可欠ですが、これらの施策及び取組（事業）に共通する課題を解決し、共通して必要とされる基盤を構築することが重要です。

地域福祉を推進するために必要な意識の啓発、担い手の確保といった実効性のある基盤づくりを進めます。

基本目標	施策の方向
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の 基盤を共につくる	16 地域福祉に対する意識の啓発
	17 地域福祉活動の担い手の確保と育成
	18 地域資源の有効活用
	19 情報共有・管理の充実

【関連するSDGsのゴール】



施策の方向 16 地域福祉に対する意識の啓発



これまでの市の主な取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年、地域福祉の啓発に向けたセミナーやイベント等を開催することが困難な状況でした。

2023（令和 5）年 3 月に、3 年ぶりに対面形式で開催した地区推進会議の場では、小域福祉圏 14 地区の代表者の方々に、地域共生社会の実現を目指すために、市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）を実施することについてお知らせすることができました。

地域の誰もが役割を持ち、お互いに配慮して存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずに、その人が望む生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に向けて、意識の啓発を行っていくことが重要です。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
(e-モニターアンケートによる回答)

Q. 【地域福祉活動に参加している方に伺います】
あなたは、住民同士での支え合いの意識を持って、地域福祉活動に参加していますか。

そう思う	16.7%
どちらかといえばそう思う	47.2%
どちらかといえばそう思わない	18.5%
そう思わない	11.2%
わからない	6.4%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
(福祉委員回答)

Q. 地域福祉活動への参加者を増やすのに
必要なこと（回答の多い順）

- (1)地域が日頃から地域の人々とのつきあいを深める
14.8%
- (2)地域が活動や団体についての情報をさらに発信する
12.1%
- (3)地域が地域の人へ参加を呼びかける
11.2%
- (4)市が地域福祉活動についての啓発活動をする
8.8%

施策の方向性

市内には、市川市で生まれ育った人もいれば、高齢となり子どもが住む市川市に転居してきた人、障がいのある人、外国から仕事のために市川市で暮らす人など、老若男女問わず色々な方がいます。

自分とは異なる背景を持つ人の価値観を排除するのではなく、価値観を尊重した上で、お互いが理解するよう努めることについて、子どもたちを含めた地域住民一人ひとりが意識を持つことが大切です。

一人ひとりが役割を持ち、状況によっては「支え手」であった人が「受け手」になることがあることを理解し、お互いや近隣の方の考え方の相違もすべて包摂されることによって、安心して暮らすことができるようになります。

地域福祉に対する地域住民一人ひとりの意識を高め、地域共生社会の実現を図るための取組を推進します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ イベントに参加するなど地域福祉に対して興味・関心を持つ。 ▶ 高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対して理解に努める。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市川市社会福祉協議会は、地域住民を対象に福祉学習の機会を設ける。 ▶ 市川市社会福祉協議会は、地域の中でリーダーとなる人材の発掘・育成に努める。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉に対する啓発を行う。 ▶ 子どもたちの思いやりの心を育むなど、学校の教育活動全体を通じて、心の教育を行う。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組(事業)名	取組(事業)概要
57	地域共生社会の実現に向けた研修の実施	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた研修を実施し、意識の啓発を行います。

福祉教育って何？

市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域の課題を自分の課題として考えられるようにするためには、次代を担う子どもたちが、思いやりの心を育て、助けあいと連携の意欲を培えるよう、福祉教育を行っていくことが重要です。

千葉県と市川市社会福祉協議会が毎年「福祉教育推進校」を指定し、千葉県社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会、千葉県教育委員会及び本市教育委員会が協力して福祉教育を推進しています。

また、各学校等では、総合的な学習の時間等を通して、市川市社会福祉協議会や、学校、高齢者、障がいのある人、地域住民や地域の活動団体とともに取り組むそれぞれの特色を生かした福祉教育も行っています。

各学校等における取組例

- 特別支援学級との交流（特別支援学級児童・教職員との交流、授業の実施等）
- 地域住民との交流・協働活動（花壇整備、畑利用、除草作業等）
- 福祉体験学習（車椅子、知的・視覚障がい者、高齢者疑似体験等）
- ゲストティーチャーによる講演会等の実施
 - ・平和学習講演会
 - ・障がい福祉に関する講演会
 - ・盲導犬にする講演会
 - ・認知症サポーター養成講座
 - ・LGBTに関する研修会
- 障がい者スポーツ（車いすバスケット・車いすハンドボール・ボッチャ・ゴールドボール）体験

施策の方向 17 地域福祉活動の担い手の確保と育成



高齢者生活支援サポーターは、日常生活の中での困りごとに対する支援を行う地域の担い手です

これまでの市の主な取組

本市では、高齢者が抱える日常生活の中での困りごとに対する支援を行う「高齢者生活支援サポーター」を養成しています。高齢者生活支援サポーターが支援する内容は、身体的介助を除くごみ出し、電球交換、買物代行などで、2022（令和4）年度は生活支援サポーター養成研修を2回開催しました。

また、地域ケア拠点において地域住民の身近な相談を受ける「相談員」に対し、意識や情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、地域福祉活動の担い手として総合的な研修会等を企画・実施を支援する予定でしたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、研修会の実施を見合わせました。

市民等アンケート調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
(福祉委員による回答)

Q. あなたの活動する地区、もしくは、あなたの所属する地区では、地域活動の担い手を確保できていると思いますか。

十分確保できている	6.7%
どちらかといえば確保できている	40.9%
どちらかといえば確保できていない	32.4%
確保できていない	10.7%
わからない	9.3%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
(民生委員・児童委員回答)

Q. 地域福祉を推進する地域の人材（担い手）を増やすには、どのようにしたらよいと思いますか。
(回答の多い順、複数回答可)

- (1) 気軽に集まれる場の設定や催し物、行事を通じて、地域の福祉活動への協力を呼び掛ける 65.3%
- (2) 地域で福祉に関する勉強会を実施するなど、地域福祉活動の重要性をPRする 30.3%

施策の方向性

地域福祉の推進にあたっては、活動に取り組む担い手の確保が不可欠ですが、各地域福祉活動団体の共通の課題として、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足が挙げられており、新たな担い手の確保や育成に向けて、気軽に集まれる場の設定や催し物、行事、勉強会などを通じて、地域の福祉活動への協力を呼びかけることが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響が一段落した現状において、地域福祉活動に関心を持っている人が容易に参加できる仕組みを構築するなど、地域福祉活動の活性化を進めるため、担い手の確保及び育成に向けて取り組んでいきます。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民一人ひとりが地域社会に貢献できる役割があることを認識する。 ▶ 自治(町)会活動や地域におけるボランティア活動に関心を持つ。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動団体等は、地域で実践している活動を広く地域住民に周知するとともに、積極的な参加を呼びかける。 ▶ 市川市社会福祉協議会は、地域ケア拠点相談員に適切な研修を実施する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動の担い手を育成するため、福祉関係部門で情報を共有し、活用する。 ▶ 新たな担い手の育成とともに、モチベーションを維持するための方策も検討する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組(事業)名	取組(事業)概要
58	高齢者生活支援サポーター養成研修の実施	支援を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、日常生活の中での困りごとに対応する、ボランティア活動の担い手を養成するための研修を行います。また、生活支援コーディネーターと連携し、研修修了者が地域の活躍の場につながるような仕組みづくりを行います。
59	地域ケア相談員育成の支援	地域ケア拠点の相談員としての意識、情報力、スキルアップに向けての取組が相談員間や地区間で偏りが生じないよう、また、相談員相互の交流の場を確保できるよう、市川市社会福祉協議会による総合的な研修会等の企画・実施を支援します。

ボランティア活動をはじめませんか？

ボランティア活動は、自分ができることを自分の意志で、周りと協力しながら行う活動です。活動では様々な出会いや学びが得られ、喜びやつながりが生まれるでしょう。

ボランティア活動を始めるきっかけは様々です。自分らしさを大切にしながら、活動の一步を踏み出してみませんか？

市川市社会福祉協議会

ボランティア活動への入口を
サポートいたします。
「もしも…」に備えたボランティア
活動保険の加入手続きも可能です。

地域福祉・ボランティアセンター

行徳ボランティアセンター



市役所分庁舎C棟1階
047-320-4002



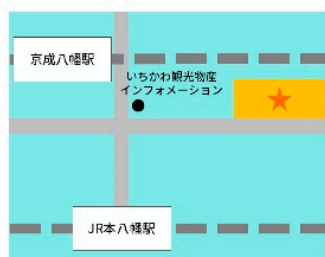
行徳支所2階
047-356-0007

市民活動支援センター（市川市）

市民活動への総合支援を
行っています。
団体から発信されるチラシ等も
センターで閲覧が可能です。

市民活動支援センター

市民活動支援センター行徳



市役所第一庁舎2階



行徳支所2階

施策の方向 18 地域資源の有効活用



これまでの市の主な取組

市川市地域活動応援制度は、地域福祉活動の活性化を図るため、企業などの地域貢献・地域交流の一環として、地域福祉活動のための場所（地域資源のひとつ）の提供に関する情報を本市が広く周知し、この情報にもとづいて地域の活動団体が利用することにより、企業などと地域団体との交流を促進させるものです。

市川市地域活動応援制度における「地域活動」とは、体操、運動、レクリエーション、健康相談、介護相談、趣味活動等を屋内の施設で行う活動のことをいいます。市内には自治会館をはじめとした5箇所の活動場所がありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域活動自粛の流れが継続したため、2022（令和4）年度の活用実績はありませんでした。

市民等アンケート調査結果

令和4年度 地域福祉に関するアンケート
（福祉委員による回答）

Q. あなたの活動する地区、もしくは、あなたの所属する地区では、地域活動の場を確保できていると思いますか。

十分確保できている	12.9%
どちらかといえば確保できている	55.8%
どちらかといえば確保できていない	14.3%
確保できていない	6.4%
わからない	10.6%

第5期地域福祉計画策定のためのアンケート
（ボランティア団体・NPO 法人回答）

Q. 地域で支えあう仕組みづくりのため必要なもの
（回答の多い順、複数回答可）

- (1)支えあう活動への参加方法をPR・確立する
39.7%
- (2)支えあう仕組み（活動やプロジェクト）を立ち上げ、助成金で支援する 39.7%
- (3)組織、団体、市民が知り合う機会や活動する場所を確保する 33.3%

施策の方向性

地域資源には目に見えるモノ（土地、スペース、施設など）やヒト、目に見えないモノ（人と人とのつながり、ネットワークなど）があります。地域における福祉コミュニティを活発にするためには、目に見えるモノやヒト、目に見えないモノの両方が充実していることが重要です。

地域住民が気軽に集まり、交流することのできる場の確保に向けて、既存の公共施設のあり方について検証を進めるとともに、地域ケアシステム推進連絡会をはじめとしたプラットフォーム型の会議体を活用し、様々な地域福祉活動に関わる人材、施設、情報等の資源のネットワークづくりを推進します。

それぞれの役割

自助 （個人の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域や行政が開催するイベントに積極的に参加する。 ▶ 地域におけるサークル活動や講演会に関心を持つ。
互助・共助 （地域の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NPO 法人は、地域にある施設・空き部屋・空き店舗の活用や出前講座等によって住民が参加しやすい場づくりを進める。 ▶ 市川市社会福祉協議会は、気軽に参加できる身近な場所でふれあい・いきいきサロン、子育てサロン等の充実に努める。
公助 （行政の役割）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民にとって魅力ある公共施設のあり方を検討する。 ▶ 既存の公共施設を活用するなど、人と人をつなぐネットワークづくりの場を提供する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
60	地域活動応援制度の推進	地域貢献・地域交流の一環として地域活動の場を定期的に提供する民間団体（社会福祉法人、民間企業等）を募集します。また、提供された場に関する情報を近隣の地区社会福祉協議会等に提供することにより、地域福祉活動の活性化を支援します。
61	地域ケアシステム推進連絡会開催の促進	地域ケアシステム推進連絡会のプラットフォーム化の機能を活かし、様々な地域福祉活動に関わる人材・施設・情報等の福祉資源のネットワークづくりに努めます。

施策の方向 19 情報共有・管理の充実



地域課題の解決に向けて、地域では様々な会議が開かれ、情報共有を図っています。

これまでの市の主な取組

地域ケアシステム推進連絡会において話し合われた地域における課題について、地域の代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会と本市が一堂に会し、地域課題の解決に向けた具体的な提案や提言などを受ける会議体が地区推進会議（110 ページ参照）です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020（令和 2）年以降、対面での会議開催を行うことができませんでしたが、2023（令和 5）年から対面での開催を再開しました。

地区推進会議では、市川市社会福祉協議会が策定する「わかちあいプラン」に定められた、年度ごとの地域課題をどのように取り組んだのか、市内 14 の小域福祉圏域ごとに作成する「振り返りシート」を活用して、各地区の取組の状況を共有しています。

このほか、地区で開催される地区民生委員・児童委員協議会などの会議体には、市職員とともにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）も出席し、地域課題などの情報共有に努めています。

市民等アンケート調査結果

令和 4 年度 地域福祉に関するアンケート
（福祉委員による回答）

Q. 地域活動を行うにあたって必要な個人情報の取扱いの留意点を知っていますか。

知っている	57.8%
一部知っている	35.8%
全く知らない	6.4%

第 5 期地域福祉計画策定のためのアンケート
（民生委員・児童委員回答）

Q. 地域で活動を進める上での行政に対する要望・期待（回答の多い順、複数回答可）

(1)民生委員・児童委員の活動をもっと市民にPRしてほしい	42.5%
(2)活動に必要な個人情報の提供をもっとしてほしい	33.3%

施策の方向性

地域ケアシステム推進連絡会で話し合われた内容について、各地区の福祉課題を振り返りシートを使用して整理し、地区推進会議の場で各地区の取組の情報共有を図りながら、地域課題の解決に向けた本市の施策について検討を行います。

また、効果的に地域活動を推進するためには、地域で活動する様々な人や団体と行政との間の情報交換や情報共有が欠かせませんが、個人情報保護に関する過剰反応の影響でひとり暮らしの高齢者や避難行動要支援者の把握が困難になっています。

ひとり暮らし高齢者や避難行動要支援者に関わる情報把握や共有化を円滑に実施し、それらの情報を地域福祉活動団体等と行政が適切に共有できる仕組みを構築します。

それぞれの役割

自助 (個人の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域福祉活動の推進のために必要な個人情報を提供する。 ▶ 提供した個人情報がどのように扱われるのか確認する。
互助・共助 (地域の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域ケアシステム推進連絡会で地区の活動情報を共有する。 ▶ 地域福祉活動に必要な個人情報を適切に管理する。
公助 (行政の役割)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地区推進会議を開催し地区間の情報共有を図る。 ▶ 地域福祉活動を担う人々を対象とした、個人情報の取扱いに関するリーフレットを周知する。

地域福祉を推進する主な取組・事業

番号	取組（事業）名	取組（事業）概要
62	地区推進会議の開催	小域福祉圏（14 地区）の地域ケアシステム推進連絡会で取り上げられた地域課題を共有します。
63	民生委員活動事業	地区民生委員・児童委員協議会において、行政からの連絡事項等の情報共有や、意見交換などを行います。また、地域福祉の進行役である民生委員・児童委員が、地域住民に対する相談や訪問等を円滑に実施できるよう、支援を行います。
64	個人情報適正活用支援	地域活動を行うにあたって個人情報の収集・管理の留意点等をわかりやすく記載したリーフレットを作成し、地域活動の担い手に配布します。これにより、地域活動の担い手が、個人情報を適切に管理しつつ、適正に活用することができるよう支援します。

